

ますので、今日的な時点はどうしても大臣から承つておきたいということを先に御質問いたしました。質問の柱としては、一般的な労使関係の問題と、それから、中小零細企業における労使関係の問題と、それから、これは三十九年九月三十日の時点で新潟地方に激甚災害法が適用を受けましたという過去の経緯もござりまして、今日の質問の柱としては、激甚災害法の適用地域における労使関係及び災害離職者の保護措置について承つておきたいと、こう思ふのであります。

そこで、質問の第一点でありまするが、一般的的な労使関係についてであります。これは端的にお尋ねするわけでありまするが、今日、地方自治体の理事者と、一般論的ないわゆるその地域において、何と申しましょうか、職員労働組合とのいわゆる労使関係の問題と、それから、教育委員会と教職員組合との労使関係との関係、たとえば当事者能力なども含めまして、以上三点について一般論的に、社会通念からいって、なぜ私がこういう意味の質問を申し上げますかといふと、たとえば先般労働大臣の所信表明と申しますか、あるいは四十年度の労働政策の基本といいますか、その中にこういううたい文句がございます。大臣の言つておられるこどありますするが、「労使関係の問題につきまして、最近労使の間において徐々に話し合いの空気が生じつつあることはまことに喜ばしいことであります。なお一部に相互不信が認められることも遺憾なことであります」と、私もこの傾向と方針については一応是認いたしましたけれども、なお一一部には不信感があるんだといふことで、いま申し上げたような点について、大臣は今まどういうふうな見解を持っておられるか、そういうことをお伺いするわけであります。

○國務大臣(石田博英君) 一般的に申しまして、労使関係、それを数字であらわすいたしますと、労使関係の紛争による労働稼働日数の喪失といふ点でとらえてみますと、昭和二十七年ころを頂点といたしまして、非常に平和的な解決の方向に向かっておることはたいへん喜ばしいことだと思っております。昭和二十七年におきましては、大体労使関係の紛争による稼働日数の喪失は、雇用労働者一人当たり一〇六日くらいでありましたが、昭和三十九年には〇・一一日くらいになりましたして、十分の一くらいになつてゐるのであります。これはやはり労使の問題が話し合いによって、相互の信頼の上で平和裏に解決されているという有力な証左だと思つておるのであります。しかしながら、なお先ほどお話をのように、相互に不信感が残つておつて、それが円満な労使関係のあり方を妨げておるといふことも事実であります。これについては、やはり制度的な問題ももちろんござります。それから、現在までの経緯の間に生じましたことだわりといふようなものももちろんあるだらうと思ふのであります。私は、特にこの公務員あるいは公務員に準じる政府関係機関職員と理事者との関係につきましては、一般的な民間の労使関係と同一の態度をもつて処せられない要素もたくさん思つておられます。私は、この公務員といふ方が姿勢を正しながら、うまくいくかぬといふ問題は今後の問題だと思いまするけれども、私は、過去にはうまくいつてなくても、将来はこれは双方が姿勢を正しながら、うまくいくかぬといふ問題として、事象にあらわれる推移の中で、労政の問題として、事象にあらわれるときには雪解けにならない水が解けることと、そう簡単には雪解けにならないんだ。で、私の考え方では、たとえば ILO 九十八号条約に基づくところの団体交渉権といふものは今日日本は批准しておるはずでありますけれども、それが名実ともに完全実施が消化されてないんじゃないのか、そういうことと、もう一つは、労働協約権を含むところの団体交渉権の復元です。私は、この労働協約権を含むところの団体交渉権の復元とか復活といふ点につきましては、大臣もございませんけれども、しかしながら、労使関係の処理は、労使間の話し合いによつて当事者間で処理されるといふ原則を労政のたてまえといたしまして、それがその理所の考え方でありますけれども、しかし労使間の話題につきましては、大臣もございませんけれども、しかしながら、労使関係の処理は、労使間の話し合いによつて当事者間で処理されるといふ原則を労政のたてまえといたしまして、これがその理所の考え方であります。

○國務大臣(石田博英君) 一般的なものの考え方として、一つのものの考え方として杉山さんのおつしやったものの考え方といふもの、私は賛成するとか賛成しないとかは別といたしまして、そういう考え方を私十分理解できると思うのですが、これがその理所の考え方であります。ただ、九十八号条約は、御承知のとおり、公務員を除外しておりますし、それから、各国の例を見ましても、公務員及び政府関係機関については、その条件その他が法令で保証されている。あるいは、また、それがその自治体あるいは国家なんかの予算的な関連、ひいては国民あるいは市民負担の問題、そういうようなところの関連においては、その条件その他が法令で保証されています。で、わが国におきましても、やはりそういう問題をもあわせ考慮しなければならない点がたくさんあると思うのであります。そういう公務員及び政府関係機関の労使関係のあり方といふものは、そういう問題を含んで、将来の問題として御検討いただかなければならぬものと考えておられます。

○杉山善太郎君 私、具体的な問題として、たとえば地方自治体の理事者と職員労働組合との関係だとか、あるいは教育委員会と教職員組合との関係の労使関係の紛争による労働稼働日数の喪失といふ点でとらえてみると、昭和二十七年ころを頂点といたしまして、非常に平和的な解決の方向に向かっておることはたいへん喜ばしいことだと思っております。昭和二十七年におきましては、大体労使関係の紛争による稼働日数の喪失は、雇用労働者一人当たり一〇六日くらいでありました。これが昭和三十九年には〇・一一日くらいになりましたして、十分の一くらいになつてゐるのであります。これはやはり労使の問題が話し合いによって、相互の信頼の上で平和裏に解決されているという有力な証左だと思つておるのであります。これはやはり制度的な問題ももちろんござります。それから、現在までの経緯の間に生じましたことだわりといふようなものももちろんあるだらうと思ふのであります。私は、特にこの公務員あるいは公務員に準じる政府関係機関職員と理事者との関係につきましては、一般的な民間の労使関係と同一の態度をもつて処せられない要素もたくさん思つておられます。私は、この公務員といふ方が姿勢を正しながら、うまくいくかぬといふ問題は今後の問題だと思いまするけれども、私は、過去にはうまくいつてなくても、将来はこれは双方が姿勢を正しながら、うまくいくかぬといふ問題として、事象にあらわれるときには雪解けにならない水が解けることと、そう簡単には雪解けにならないんだ。で、私の考え方では、たとえば ILO 九十八号条約に基づくところの団体交渉権といふものは今日日本は批准しておるはずでありますけれども、それが名実ともに完全実施が消化されてないんじゃないのか、そういうことと、もう一つは、労働協約権を含むところの団体交渉権の復元です。私は、この労働協約権を含むところの団体交渉権の復元とか復活といふ点につきましては、大臣もございませんけれども、しかしながら、労使関係の処理は、労使間の話し合いによつて当事者間で処理されるといふ原則を労政のたてまえといたしまして、これがその理所の考え方でありますけれども、しかし労使間の話題につきましては、大臣もございませんけれども、しかしながら、労使間の話し合いによつて当事者間で処理されるといふ原則を労政のたてまえといたしまして、これがその理所の考え方であります。

○國務大臣(石田博英君) 一般的なものの考え方として、一つのものの考え方として杉山さんのおつしやったものの考え方といふもの、私は賛成するとか賛成しないとかは別といたしまして、そういう考え方を私十分理解できると思うのですが、これがその理所の考え方であります。ただ、九十八号条約は、御承知のとおり、公務員を除外しておりますし、それから、各国の例を見ましても、公務員及び政府関係機関については、その条件その他が法令で保証されている。あるいは、また、それがその自治体あるいは国家なんかの予算的な関連、ひいては国民あるいは市民負担の問題、そういうようなところの関連においては、その条件その他が法令で保証されている。で、わが国におきましても、やはり労使間の話題につきましては、大臣もございませんけれども、しかしながら、労使間の話し合いによつて当事者間で処理されるといふ原則を労政のたてまえといたしまして、これがその理所の考え方であります。

○杉山善太郎君 私は、現在の法律制度の中で先ほどから申しました

昭和二十三年の时限でありまするけれども、それから今日まで動いた情勢の移り変わりの中で、やはり労使ともに十分そういう問題について、民主化の方向の中で、民主主義の成長発展の中で成長しておると思います。したがいまして、今日的な方向では、やはりあくまでも労働協約権を含む団体交渉権の復元といふものが前提になつてくることが、いわゆるたとえば政府機関と政府関係の労働者との労使関係、あるいは地方自治体の理事者と、そして地方のたとえば公務員という性格の中においておると思います。したがいまして、今日の労政の問題として、事象にあらわれる推移の中で、いま全般の方向はさることながら、なお一部に相互不信任が認められるることは遺憾である、そういう点についておるとかいないとかいう問題ではなくて、いみじくも大臣が指摘しておられるように、やは

り全般の方向はさることながら、なお一部に相互不信任が認められるることは遺憾である、そういう点についておるとかいないとかいう問題ではなくて、いみじくも大臣が指摘しておられるように、やは

り全般の方向はさることながら、なお一部に相互不信任が認められることは遺憾である、そういう点についておるとかいないとかいう問題ではなくて、いみじくも大臣が指摘しておられるように、やは

○杉山善太郎君 時間に限りがありますので、漸次質問を進めてまいりますが、大臣御承知のように、一月二十三日の時点ではドライヤー委員長が、いわゆる調停案なるものを、政府並びに総評に調停案という形で提示されたわけであります。その限りにおいて、日本政府は、労働行政の責任者である労働大臣も含めて、おむねこれを了承されるという形であります。第三項に、たとえば批准だけではこれは足りず、相互信頼の確立が必要である、その確立のためのイニシアチブは政府の最高首脳部がまずとらなければならぬ、こういう項目に関連をいたしまして、政府がやはり總評に対し定期会合などについて、一つの働きかけといいますか、その呼びかけをしておられた。それに関連をいたしまして、今日的には、たとえば政府と總評、また、相対的な問題として政府と同盟と、そういうような相関関係において、これは未来の問題ではありますけれども、しかし、現象面でそういう今後の定期会合がスムーズに移行するような方向に段取りが運ばれているかどうか、そういったような問題について、ありていにひとつお伺いしたいと思うわけあります。

○國務大臣(石田博英君) 御承知のことく、一月二十三日のドライヤー提案を政府はこれを受諾いたしました。そして、その提案に示された趣旨に沿いまして、政府のと申しますか、佐藤總理大臣の発議に基づいて、ドライヤー提案に示されております定期会談の開催をまず總評に対して申し入れたのであります。そして、それに對しまして、総評側から、定期会談に応ずるための条件として、数項目をあげて逆提案をいたしました。それに対する政府の見解を申し述べ、その政府の見解についてただいま總評側で御検討願つておる、こういう段階でございます。で、その段階で問題となつておりますのは、いわゆる日教組と文部大臣との直接の話し合いの機会をどうするか。第二は、先ほど御議論になりました公務員の労働基本権の問題をどう取り扱うか、こういう問題が明らかに

されない限り応ぜられない、そういう強烈な表現であります。その限りにおいて、日本政府は、労働行政の責任者である労働大臣も含めて、おむねこれを了承されるといふ形であります。第三項に、たとえば批准だけではこれは足りず、相互信頼の確立が必要である、その確立のためのイニシアチブは政府の最高首脳部がまずとらなければならぬ、こういう項目に關連をいたしまして、政府がやはり總評に対し定期会合などについて、一つの働きかけといいますか、その呼びかけをしておられた。それに関連をいたしまして、今日には、たとえば政府と總評、また、相対的な問題として政府と同盟と、そういうような相関関係において、これは未来の問題ではありますけれども、しかし、現象面でそういう今後の定期会合がスムーズに移行するような方向に段取りが運ばれているかどうか、そういったような問題について、ありていにひとつお伺いしたいと思うわけあります。

○國務大臣(石田博英君) 御承知のことく、一月二十三日のドライヤー提案を政府はこれを受諾いたしました。そして、その提案に示された趣旨に沿いまして、政府のと申しますか、佐藤總理大臣の発議に基づいて、ドライヤー提案に示されております定期会談の開催をまず總評に対して申し入れたのであります。そして、それに對しまして、総評側から、定期会談に応ずるための条件として、数項目をあげて逆提案をいたしました。それに対する政府の見解を申し述べ、その政府の見解についてただいま總評側で御検討願つておる、こういう段階でございます。で、その段階で問題となつておりますのは、いわゆる日教組と文部大臣との直接の話し合いの機会をどうするか。第二は、

○杉山善太郎君 いま大臣の口から、たとえば政府、これは總理大臣が政府機関の代表であります。沿いまして、政府のと申しますか、佐藤總理大臣の発議に基づいて、ドライヤー提案に示されております定期会談の開催をまず總評に対して申し入れたのであります。そして、それに對しまして、総評側から、定期会談に応ずるための条件として、数項目をあげて逆提案をいたしました。それに対する政府の見解を申し述べ、その政府の見解についてただいま總評側で御検討願つておる、こういう段階でございます。で、その段階で問題となつておりますのは、いわゆる日教組と文部大臣との直接の話し合いの機会をどうするか。第二は、

にこのILOの問題に関連して倉石河野案といふようなものがあつた。そしてそれが問題の国内関係法やILO八十七号条約の問題に関連する修正という一つの最大公約数的な意見が出たのだが、その辺から一事が万事で、いわゆる労使関係というもののがうまくいかないところの一つの事象が内在をしているのではないか。だから、これはだれがいい悪いということをここで飛躍的にむし返そうとか發展させようと、いろいろなことではないわけであります。おおむね労使関係に遺憾ながら不信感があるという現象をとらえる限りにおいては、どこにそういう不信感が生ずる原因があるか、どこにそれをもみほしてなくしていく点があるのかといふことについて、私が言わんとするところ、あるいはお尋ねしているところについて、私は、私の言い回しと私の顔色とを見て、大臣が一つの労働行政の、言ひなれば船のかじとりとして、若干の所信といふものをひとつお聞かせいただきたいというふうに思うわけであります。

そこで、いろいろな歴史的経過がござりますので、そういう会合の進行の過程におきましては、初めからお互いに警戒し合つてものを言ひ、ことであつかりものを言つたら、あとで責任を負ふべきであるぞというような姿勢の中でものを言い始めることが、もう少し自由な条件のもとから出発することがいいんじやなかろうかと思ひます。ただ、それがだんだん進んでまいりますと、ある合意に達する。合意に達した場合においては、その合意に達したことについて、出席者は自分が代表する部分についてそれぞれ責任を持つ、これは先ほど杉山さんのおっしゃったことであります。それがやはり必要であろうと存じます。で、倉石・河野修正案の処理の責任がどこにあつたか、あるいはそれがどういう約束であつたのかといふようなことの議論は、これは別といたしまして、やはりあいり形態になつたことは私自身非常に遺憾だと思っております。今後労使関係の話し合いで得られた結論というものは、先ほどからおっしゃいましたように、その会合に出た者が、それぞれ自分が代表して出た背後の団体に対して、内部に対して責任を持つということが前提でなければならぬと存じます。

それから、総評の出されました五つの案の中で、国会に報告する云々という条項をとらえて、ILO案件について、事前に政府・与党及び社会党、総評の間に話し合いをしてまとめた上で、議会に出すべきじゃないか、あるいは議会で処理すべきじゃないか、こういう御議論がありますが、それは私はむろんそういう話し合いが価値がないということを申し上げるのではなくして、そういう合意点の到達はやはり議会の論議を通じてやつていただきのがいいんじゃないだろうか。これはまあ忌憚なく申しますと、倉石・河野提案というのがあいう経緯になりました一つの原因といふものは、ありますもののがききまり過ぎておって、こう存じます。

議会の議論といふものの関与する余地がなくなり過ぎてゐるところに問題があるのじやないだろか。やはり合意点は議会の論争を通じ、質疑を通じて見出していくと、なほ、事、法律案にしては私は必要じやないだらかと考へておるであります。で、定期的会合の運営についてはいま申しましたように、始まりはできるだけ自由な雰囲気の中で始めて、拘束や負担を感じることによって話し合いの議題なり方法なりが制約を受けることのないようなところから始めてまいりたい。それが時間がかかるかも知れませんけれども、相互の不信感を除去する早い道ではなからうかと私は考へておる次第であります。

○杉山善太郎君 この点については、この程度先へ進みますけれども、ただ一聴聞いておきますが、政府と総評との定期会合、まあそれはやはり経過はたゞても、いずれそらいう方向へいきたい。というふうに私も期待もし、また、見守つておますが、並行という形ではどうかと思ひますが、とにかく同盟とでも、また、同盟のほうでもそのことを欲しておるのじやないかと思ひますが、この関係についてはどうなりますか、その点についてちよつと。

○國務大臣(石田博英君) これはいま一番問題が総評會下と政府との関係ということになつておりますので、総評との話し合いに重点を置いております。しかし、むろんこれが総評との間の話し合ひが行なわれるようになりまするならば、同盟会議その他の政府関係機関との労働問題と関連のある労働團体と同じ席においてやるか別の席においてやるか、方法論は別といたしまして、定期的な会合を行なつていきたい、こう考へておる次第であります。

○杉山善太郎君 それでは、激甚災害法の適用地域における労使関係云々といふ問題でありますから、質問の柱として先ほどちよつと申し上げましたのが、御承知のように、昨年、精密には二十九年六月十六日の時点で新潟に大地震が発生しました。そういうことに関連して、やはり激甚災害法が適

用された。そういう中で、具体的には、この問題に関連いたしまして、三十九年九月三十日のこの社会労働委員会で、当時大臣もやはり大臣といふ位置づけにおられましたので、この社会労働委員会の場で具体的な問題として、北越製紙の問題と、それから昭和石油の問題を主として浮き彫りにしましたわけでありますか、その後、今日なかなか――その当時急を要したわけでありますけれども、今後それがどういうふうに経過していくかという問題について、たとえば北越製紙は、当時従業員の数が二千五百名であったのであります。地震後の従業員は二千二百三十名ということになつておられます。したがいまして、その解雇者が百七十四名実は出たわけでありますか、この解雇者をめぐつて、非常に当時係争があつたわけでありますて、激甚災害法の二十五条の適用などを含めて、労使間係が、これは地震に便乗して、いわゆる四十年度以降における企業合理化などものを繰り上げて、やはり会社それ自体は激甚災害法の適用によって、融資の面については北海道開発銀行であるとか東北開発金融公庫から、平素ならばなかなか融資の道がつかないのだが、激甚災害法の適用によつて工場は前向きに再建する方向にあるのだが、しかし、この働いている労働者は、いわゆる合理化の先食いのしわ寄せを受ける、こういふようなことになるのだ。したがつて、この地震という災害といふものは、つまり天然現象的な災害である。もちろん論議の中では、いや、それは人災だといふようないい論議もありましたけれども、そういうような論議の中でも、しかばら今日はどうなつてゐるかといふ問題につきまして、今日やはり百七十四名の解雇の中で会社が下請關係などにあつせんをいたしました。百七十四名の解雇の中から、八十名といふものは今日、日の当たらない系列の中小零細企業でからうじて職についている、こういふわけであります。それから、やはり今度は日本の企業内組合の一つの典型的な悲しい事実だと思いますけれども、これはわれわれは犠牲のしわ寄せを受けることは反対だ、会社はあるの時限においては、とにかく系

列なり、あるいは他の紙パルプ産業のほうへ会社の力であつせんをすると言つておきながら、実はなかなかあつせんしてくれないじやないか。その反面、言うならば、漁港法二十五条のとにかく失業保険の拡大適用というのは、言ひなれば失業保険の先食いじやないかといったような形で、失業保険は時間切れになつてしまつたのだ。なおかつ、おれたちは定職についていないのだ、だから、ひとつ解雇になった者だけで北越製紙解雇反対労働組合といふものをつくつて、親組合とは別に、やはりこれは組合の数は三十二名でありますけれども、ともあれ、その人たちが自主的に北越製紙解雇反対労働組合といふものをつくつて、おれたちを復職させよ、復職させなければおれたちの解雇条件といふものを十分考えて、もう少し考え直していく、そういう形でいろいろと問題が係争されている、こういう時点にあるわけであります。なおかつ、一般的なこの春闘といふ流れの中で、やはり北越製紙労働組合は、紙パルプ連傘下のやはり歴史を持つ単位組合でありますから、したがつて、定昇のほかに五千円といふものを一率要求をするといふように要求をして、いるので、あるいは団体交渉をやつしているのでありますけれども、会社は二年間といふ期限を切つて、安定賃金といふかつこうで、定昇はとても考えられないし、こたえられないから、千円のとにかく安定賃金で二年をがまんしてくれ、こういう形で、しかし、見えやすいといふ一つの事実は、なかなかこういう形で安定賃金だという要素がないのです。そういうたよらな形は、あの时限で私どもが、労使関係といふものが非常に問題があるので、なまなかどういう形で安定賃金えながら心配をしておつたわけであります。今日、はたせるかな、非常に問題がいま申し上げたよらな形になつて、いるわけでありまして、引き続き一括――あまりこの点だけで時間を食うのは、非常に問題があるので、なまなかどういう形で安定賃金問題かと思いますが、そういう問題があり得るわけであります。これはむろん労政局長もおられますが、たとえば労働者の出先と連絡をしていましただけばわかる問題であります。

次は、昭和石油の問題であります。昭和石油は、地震当時の従業員は四百十名でございました。現在はこの四百十名の人たちがどういう形で配置をされておりますかといふと、建設要員として、これは技術者であるとか事務者でありますけれども、これらの要員百名はとにかく従来の仕事と類似のような仕事をやっておるわけであります。これはあと片づけ、土方のような焼けあとを片づけておる要員であります。これが三百名おるわけであります。ほかに転勤者が二十二名あるわけであります。今度昭和石油再建の問題は、あの事件でも、労働協約の事前協議の対象として話し合いをしながら、これはスマーズにいっておるわけであります。今度昭和石油再建の問題は、あの事件でも、通産省その他の関連、大蔵省との関連で、またこの会社は英國資本のシェルというものが株の五五%を持っているという関係で、会社それ自体はやはり昭和石油株式会社であります。けれども、主導権はシェルというイギリスの会社が持つておるというふうな関係で、なかなか会社の思いどおり、言ふとおりにならないのだといつたようなことがあります。新潟はやめてしまつて、太平洋の石油コンビナート地域に移行するということが政治問題として一つあつたわけでありますけれども、その問題は、やはり新潟に存置しようと変わつたのであります。その変わつた関連の中で、やはり四月に通産省から再建を認可しようとなることになるわけであります。すると、ことしの四月から新しいプラントを入れて、操業は来年の三月、つまり昭和石油は操業が再開されるという今日の見通しであります。その場合には新プラントによつて操業するということになりますから、石油の精製量はそれ以上になりますけれども、要員はいま四百名のうち、これを半分にするということです。そういう展望のもとに、労働協約に基づいて労使協議会から団体交渉の段階に移行しているわけであります。そこで、会社の腹がまよは、やはり石油は二百名というものはどういうぐあいに配転すべきかといったような問題で双方ともに苦惱をしております。

ているというのが、この激甚災害によつて、これは会社のせいでもない、労働者のせいでもないけれども、天災と政治の若干よろしきを得ないと、いう形が、一つの激甚災害の適用地域における労使関係、これがたとえは技術革新とか何とかいふ問題でなくて、別の問題から派生しておるのであって、この問題についても、やはりどこか、何かでこの問題を十分対処して、激甚災害法の適用地域における労使関係の問題も、やはり今後政治の場で調整し、考えていかなければならぬ問題じやないかと、そういうふうに昭和石油の問題はとらえておるわけあります。

それから、もう一つは、これは非常に特徴的でありまするので、しかも、これは労働基準関係からいいましても労政関係からいいましても、両面にまたがる非常な問題だと思うのであります。これは新潟市に都タクシー株式会社というハイヤー、タクシーの会社があるわけであります。これはいかでありますけれども、車の台数は百台持っております。したがつて、従業員の数も二百五十名であります。第一組合が百八十名、第二組合に分かれておりまして、第一組合が三十四名、そのほかに労務管理、これは会社の労務管理でありますけれども、運転手の免状を持つてゐる者を事務用員といひ形で事務職にしてありますが、いざというときにはいつでもハンドルをとり得るということです。その人たちはその人たちだけで運転者会といふのを設けておるのであります。その意図する背景が何であるかということは、ここでは言ふ場であります。なぜなら申し上げませんけれども、とにかくそういう会社でありますが、そういう内容であります。これは六月十六日の地震の中で、新潟には信濃川、阿賀野川というのに長い橋がありましたが、その橋を渡つてゐる間に橋の一部が落ちて、そして車もろとも落ちるとか、あるいは車の倉庫がやはり陥没をして破壊され、非常な打撃をその時点で受けたわけあります。したがつて、会社の社長は会社の全運転手に向かつて

て、たいへんなことだ、そこで、会社再建のため、諸君は欲しないだらうけれども、給与体系の中の歩合給と本給との関係は、結果から見るとさか立ちして歩くような形になつたわけであります。大体新潟は他の都市と比べまして、タクシー、ハイヤーの賃金体系といふものは、比較的固定給が高くて歩合給が少なかつたのでありますけれども、ところが、その地震を契機として、つまり他の状態が新潟に流れ込んでまいりまして、結局さか立ちののような状態になつて、会社の再建の中で、ひとつ歩合給をこれこれ出すんだから、大いに水揚げをかせいでくれという形で、組合はそれに反対したわけでありますけれども、災害による会社再建という形で非常に協力を求められたのでありますから、これに協力をしたという結果になつたわけであります。問題は、そこで相当に水揚げが上がって再建という方向に成果があつたわけであります。年末の一時金の問題について、新潟地方の運転手組合の方たちが、大体金額にして七万五千円、大体一・五ヶ月に匹敵する年末一時金でありますから、他のものと水揚げの上がらぬ小さい会社がそれだけ出しておるんだから、世間並みということをいろいろ話し合つたのでありますけれども、その都の会社はどうしても一万三千円以上出せない。理由は、水揚げが相當にあつた、そこで歩合給といふものの中で分割してすでに諸君にやつているはずなんだから、一万三千円以上を要求するなら、そうしてストを打つといふような形に出るならば、この会社を解散をしてしまつといふような形になつてしまつたわけであります。そういうような誓言を吐いて、一切話し合いに応じようとしないのでありますから、私はほんとうにいかなぎに帰つておりますから、これはやはり認可事業でありますから、運輸省系列の陸運局長に会つて、一体そんな行政指導があるか、実際問題として認

可事業で、労働組合と協約があつて話し合いをしておるのに、つまり前の約束をひるがえして一万三千円、そうしてストップだとか何とかいふならば、その別会社をつくつて、そうして一応解雇した形でやるといふような、そういう好きかってなことをいつておることなど悪いことがあるので、それは陸運行政の面からとにかくひとつ行政指導してくださいといつたよなことをあつたわけでもありますけれども、いすれにいたしましても相手のことをありますから、がんとしてこれの話し合いの場が求められなかつたのであります。そこで、新潟地方労働委員会にとにかくあつせんを組合は依頼したわけでありますけれども、あつせんに対しても会社側は、どうせ地労委のろくなあつせんは出ないんだから、おれのほうは一切耳をかさないというのが会社の言い分で、万策尽きてやむを得ませんから、それが大体時期的には地労委に和解あつせんを申請したのが十二月の十一日であります。これはまだ争議に入つてないわけであります。その地労委も動き始めたのでありますけれども、しかし、地労委のあつせんに耳をかさない、こういうわけでありますからそのままになつちやつたわけであります。そこで、好むと好きなようによらず、組合は、地労委のあつせん調停にも応じないと会社は言うのでありますから、やむを得ないから十二月の十五日からストライキに入りました。もちろんストライキそのものは手段でありますから、何とかして話し合いの場を求めようとしたところが、いわゆるストライキは手段であるわけであります。どちらかトライキやつても話し合いに乗つてこないので、トライキやつても話し合いに乗つてこないので、裁判所もとうとう、それはまあすべてけんか話合いから始まるわけなんだから、地労委の言い

分も聞かぬ、耳もかきぬと親方が言うなら、私のほうで処置して、ひとつ審尋ですか、両方の意見を聞いてひとつ話し合うという仮処分というものを、あまり裁判所としても判例はないけれども、ありますけれども、いすれにいたしましても相手のことをありますから、がんとしてこれの話し合いの形にして、労使双方を呼んで審尋をやつたわけです。さすがに会社側は裁判所の説得と言ふに對しまして、ほうつておくわけにはいかぬからといふ形にして、労使双方を呼んで審尋をやつたわけです。さすがに会社側は裁判所の説得と言ふに對しまして、それでは話し合いましょう、こうしたことになつたわけでござりまするが、そこで一月十一日に和解調書というものが出て、そして、ともあれ団体交渉の糸口が設けられたのであります。これは出先の労働基準局長あるいは七万五千円の要求に対し一万三千円を出すと言つたのだけれども、今度はもう一文も出さないのだ、ゼロだということを言つて、社長はとにかく退陣をしてしまつたといふ形で、全くはの十二月十五日から入つてつまり八十三日目、ちょうどこの前の労働委員会で、非常にどろ沼になつちやつしているからといふ話をしようと思ったのですが、これが一昨日解決がついたわけであります。それで、やはり行政指導というものにつきましては最大限努力して、一日も早くこれが解決の方向にいくことを望んで動いておるという点については、確かに私はその実事を認めたのであります。けれども、問題は、この地労委のあり方とか、それを関係者からお答えをいたします。

○國務大臣(石田博英君) 一般的に申しますと、新潟のよう不幸な天災に出合つた際においては、労働行政としては、その天災によつて労働者諸君の生活権が脅かされないように、あとう限りの努力をしてまいつたつもりでござります。ただ、いま御指摘の個々の事例につきましては、それが関係者からお答えをいたします。

この春期闘争にからんでの賃金問題、これは原則として労使関係の話し合によつて解決せらるべきであります。けれども、問題は、この地労委のあり方とか、それが関係者からお答えをいたします。

この春期闘争にからんでの賃金問題、これは原則として労使関係の話し合によつて解決せらるべきであります。けれども、問題は、この地労委のあり方とか、それが関係者からお答えをいたします。

そこで、自動車の労使関係でございますが、ちょうど私は八年前に初めて労働省へまいりましたときに、いわゆる神風タクシーといふことが非常に世間の話題になりました。そして運転手の歩合給、給与のあり方といふものについて改善の検討を進めさせ、現在のように固定給を重く見るという給与体系に指導をいたさせたつもりでおりました。現在もその指導方針はえていないつもりでござりますが、労使関係の紛争の過程において、その認可事業である経営者が第二会社をつくる。つまり現在認可を受けている会社を解散してかわりの会社をつくる。その場合に、当然その認可が第二会社にあります。労使関係の紛争の過程においては、その認可事業である経営者が第二会社をつくる。つまり現在認可を受けている会社を解

ら商工会議所の会頭について、ひとつこれはどちらがいい悪いでなくして、始まりがあれば終着駅があるはずなんだから、解決する方向に、かりそめに三千円、そうしてストップだとか何とかいふならば、その別会社をつくつて、そうして一応解雇した形でやるといふような、そういう好きかってなことをいつておることなど悪いことがあるので、それは陸運行政の面からとにかくひとつ行政指導してくださいといつたよなことをあつたわけでもありますけれども、いすれにいたしましても相手のことをありますから、がんとしてこれの話し合いの場が求められなかつたのであります。そこで、新潟地方労働委員会にとにかくあつせんを組合は依頼したわけでありますけれども、あつせんに対しても会社側は、どうせ地労委のろくなあつせんは出ないんだから、おれのほうは一切耳をかさないといふ形にして、労使双方を呼んで審尋をやつたわけです。さすがに会社側は裁判所の説得と言ふに對しまして、それでは話し合いましょう、こうしたことになつたわけでござりまするが、そこで一月十一日に和解調書というものが出て、そして、ともあれ団体交渉の糸口が設けられたのであります。これは出先の労働基準局長あるいは七万五千円の要求に対し一万三千円を出すと言つたのだけれども、今度はもう一文も出さないのだ、ゼロだということを言つて、社長はとにかく退陣をしてしまつたといふ形で、全くはの十二月十五日から入つてつまり八十三日目、ちょうどこの前の労働委員会で、非常にどろ沼になつちやつしているからといふ話をしようと思ったのですが、これが一昨日解決がついたわけであります。それで、やはり行政指導というものにつきましては最大限努力して、一日も早くこれが解決の方向にいくことを望んで動いておるという点については、確かに私はその実事を認めたのであります。けれども、問題は、この地労委のあり方とか、それが関係者からお答えをいたします。

この春期闘争にからんでの賃金問題、これは原則として労使関係の話し合によつて解決せらるべきであります。けれども、問題は、この地労委のあり方とか、それが関係者からお答えをいたします。

そこで、自動車の労使関係でございますが、ちょうど私は八年前に初めて労働省へまいりましたときに、いわゆる神風タクシーといふことが非常に世間の話題になりました。そして運転手の歩合給、給与のあり方といふものについて改善の検討を進めさせ、現在のように固定給を重く見るという給与体系に指導をいたさせたつもりでおりました。現在もその指導方針はえていないつもりでござりますが、労使関係の紛争の過程において、その認可事業である経営者が第二会社をつくる。つまり現在認可を受けている会社を解散してかわりの会社をつくる。その場合に、当然その認可が第二会社にあります。労使関係の紛争の過程においては、その認可事業である経営者が第二会社をつくる。つまり現在認可を受けている会社を解

の認可に当たった認可権者は、そういう点を十分考慮して処置していただきたいものだと思っておる次第であります。

地方労働委員会の活動、これも実情を詳細に報告を受けているわけではございませんけれども、要は、背景といたしまして、その与えられている任務を考えて、あとう限りの努力を願つておるのは当然であります。そのあとう限りの努力をする過程において、制度上不備があるなら、これはやはり検討をしなければならないと思つておる次第でございます。

○杉山善太郎君 まあいまこまごま申し上げたことについては、ある面では労政局長さん、それから基準局長さんからまあひとつ見解なりお答えをいただきたいと思いますが、大臣にどうしてもこの関連でお伺いしておきたいことは、先ほど申し上げましたとおり、激甚災害法の適用によって、企業経営者はそれなりに、政府も、あるいは法の背景によつて、ともあれ、再建という方向ではほとんど復旧の緒についておるわけでありますけれども、そのしわ寄せ——ある法律について、激甚災害法の二十五条による失業保険のいわゆる適用といふものについては、結果として、結局はたで考えられるのは、あれは失業保険の言うならば先食いだということに相なつておるわけでありまして、今日にはみんなもうすでに失業保険がその後においてももらえるものなりと思つておつたのですが、その要するに二十五条の適用でもらつた分だけは、もうすでに先にいたしまつておる勘定になりますから、本年の一月、二月以降では、もう本来ならばあの適用がなかつたならば、そうしたならばそれで会社の方々にはプラスになつても、同時に、当事者としてはそういうややこしいことはわからぬけれども、とにかく激甚災害法二十五条に乗つておれたちは雇用の契約を保持しながら、こうしたことであつたがつておつたのですけれども、はたで感ずることは、どつこい先食いになつておつたといふよくな形に相なつておりますので、そこでひとつ大臣に、こ

れは大臣でなければできない仕事でありますけれども、また、すぐはできないと思ひますけれども、この災害ですね、激甚災害法の適用地域となるにもかかわらず、もつとなぜ右から左に適用されないかと思うであります。適用されぬということは、よほどこの法律がやはり運用され、動き出すには相当な条件がそろわないとの激甚災

害法の適用の対象にならないわけであります。で、ときたま対象になつた場合について、この生産の機能が停止をすると、そりいつた場合でですね、好むと好まざるとによらず、その企業再建のできる日の当たる大企業はいいですけれども、中小零細産業のものは融資も意のことつかず、それを機に労使ともに倒れてしまつたというような場合について、私は、その企業経営者側についてはここでは申しませんが、その災害によつての離職者の保護処置について今後どうすべきかといふ問題について、私はこう思うのであります。それで、大臣の所信なり見解なり決意を承りたいと思います。で、御承知のように、激甚法は企業本位のもので、現実に働く労働者の職場確保、生活保護とは縁遠いものだといふに私は受けとめております。したがいまして、激甚災害法の二十五条による適用は、失保の先食いという原始的な処置にすぎないんだといふに理解されます。たとえば新潟地震の場合、二十五条の適用者が三千七百七十九名でありますたが、その後企業がつぶれまして離職した者がほとんどである。本年一月以降には全くのお手あげをしておるというのが実態であります。もちろん若い、いわゆる何ぼあっても足りない労働力はかわいてきますけれども、中高年齢層の労働者は全くはなもひっかけられないということで非常に苦悩しておる。しかし、新潟は大体非常に全体の産業が比較的恵まれておらず、労働者に保障を与えるために、眞の離職者手当が非常に多いのです。災害はないことを欲し、そのためのいろいろな手、この手の対策を打つことは必然でありますけれども、それに対して、災害が非常に多いといったようなことにかんがみます、あれとこれとは違いますけれども、やはりあり得ることをないといふ主観に基づいて無策のままではなくて、あり得た場合についてどうだ

れども、また、すぐはできないと思ひますけれども、この災害ですね、激甚災害法の適用地域となるのであります。それは少なくとも、しかも激甚法の対象になるような大災害の結果だと。したがいまして、労働者のその職場の確保であるとか、それが大変でなければできない仕事でありますけれども、たとえばいまのイギリス労働党内閣の施策について全然別の問題でありますけれども、現象

のあります、それが少なくとも、しかも激甚法の対象になつた場合にはそういうふうに思うのであります。で、ときたま対象になつた場合について、この生産の機能が停止をすると、そりいつた場合でですね、好むと好まざるとによらず、その企業再建を導入するお考えや、そういう意思がないかどうかといふ点をひとつ伺いたいと、こう思うわけであります。

○國務大臣(石田博英君) 現在激甚災害法第二十五条の適用を受けた場合は、これは当該企業が再建されるということが前提で初めて生きるのであります。で、それが再建されない場合において御指摘のような事態になつていて、これは事実だと思います。これは御指摘のように、何とか処置をしなければならない問題だと思うのであります。で、再建されないでそのままずっと失業してしまつた場合の処置について、いま御発言の趣旨をくるんで検討をいたしたいと思っております。

○杉山善太郎君 たとえば、これは政府機関、大臣のほうがよく勉強しておわかりだと思しますが、イギリス労働党政府は、急速な技術革新の進歩の中で、みずからあやまちではなく仕事を失う労働者に保障を与えるために、眞の離職者手当法の制定を現在企画しておるというふうに私は聞いております。これは技術革新に伴う非常にしば

いたい問題は大体そういうことであります。小柳先生のほうから大臣に関連のある場合には……。それで、労政局長や、その他いまの問題を後刻お答えをいただきたいと思います。

○委員長(藤田善太郎君) ちよつと速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(藤田善太郎君) 速記を起として。

○小柳勇君 大だいまの杉山委員の最後の質問、非常にいいと思うのです。私もしようと思つていたのですが、いま一度大臣の御決意を聞いておきたい

と思います。御存じの炭鉱離職者及び駐留軍離職者については格別の配慮をしていただいておりますが、いま一步法的な措置が必要と思うのです。自分の意思でなくて、米駐留軍の動向によつて、不本意に離職する者、そういう者についてはわが党から法案も出しておりますが、この法案に対し

でも御所見を開きたいし、一般的な問題として、いま一度大臣の御見解を聞いておきたいと思います。

○國務大臣(石田博英君) 先ほど杉山さんの御発言にもございましたように、特に近年經濟界や産業界の進歩發展といふものは日まぐるしいものがあります。技術の革新も同様であります。そういうことに伴つて、本人の意思でなく、本人の責任でなく雇用の機会を失うといふ場合が、石炭の場合は、駐留軍離職者の場合、いろいろ出てまいります。

ごく簡単にいえば、橋ができたために渡し船の船頭が職を失うというような場合も生じてまいります。今後そういう種類のことはいよいよ多くなってくるだろう、そういう場合に対しまして、雇用基本法というようなものが必要ではなかろうか。あるいはほかの方法があるだろうか、そういうことについて、御承知のことく、ただいま雇用審議会に諮問をいたしておるところでござります。この情勢がこれからますます激しくなることが当然予想されますので、政府としても、これに対応する処置を考えていきたいと思っておる次第であります。

の小柳勇君　ただいま大臣から言わされましたその雇用基本法なんですが、ことしの夏までくらいに雇用基本法に関する骨子をまとめたいと、そういうふうなお詫のようですが、大臣のひとつ雇用政策に対するビジョン、そういうものをお聞かせ願いたいと思います。

（石井信英著）労働政策と申しますと、突き詰めてしまりますと、だれが考へても三つくらいしかないと思ひます。一つは完全雇用の実現、もう一つは労働条件の向上、もう一つは社会休障の充実、それをいかなる方法でいかなる段階を経てそういう目標に到達するかということに結ぶ尽きるだらうと思ひます。その場合、完全雇用実現というスローガンのとらえ方でありますと、面において、先ほどから論議になつておりますところ、技術の革新や産業界の進歩、社会の需要の

変動、そういうものによってやむを得ず雇用の変化といふものは生じてまいります。摩擦的変動が少なくてまいります。その摩擦的変動の摩擦を少なくてする、あるいはなくする、そうしてそういう業犠牲になつた人々に對して次の雇用の機会を早く有利につかむことが私は雇用政策の基本だとと思うのであります。それを制度化していくたい、そして、それを社会なり国家なりの責任において引き受けられる体制を完備したい、これが私の雇用政策というものについての理想でござります。その方向に向かってひとつ雇用審議会の御検討をわざわざして、できるだけ早く結論を得たいと思っておる次第でござります。

も、政府関係機関を呼んで強く申し入れたのですが、单なる申し入れに終わっております。たいへん遺憾に思っております。今度は昨年は職種を指定いたしまして、そして厳重に申し入れました。すでに採用した分についてはどうもしからがないが、本年採用分からは労働省の方針に協力をするという確約を取つております。同時に、日経連その他に対しましても同様の申し入れをいたしまして、日経連その他でも検討をしていましたのであります。

も、政府関係機関を呼んで強く申し入れたのですが、单なる申し入れに終わっております。たへん遺憾に思っております。今度は昨年は職種を指定いたしまして、そして厳重に申し入れました。すでに採用した分についてはどうもしかしながら、本年採用分からは労働省の方針に協力をするという確約を取っております。同時に、口頭で職種その他に対しましても同様の申し入れをしまして、日経連その他でも検討をしていただいている所はあります。具体的な職種の指定等もすでに職種の検討等もやつておるようになっております。

それから、次の問題は、やはり賃金体系の問題であります。この賃金体系、いわゆる年功序列型賃金といふもののとらえ方であります。これはまあいろいろとらえ方があると申しますが、私はかつて物議も幾らかありました。これは若年期における低労賃のあと取り、あと払いというふうな性格も帶びておる。しかし、もう一つには、中年、高年になつていわゆる家族負担が増大する、その社会立法との平衡が必要じゃないか。それからもう一つは、やはり同一労働同一賃金、賃金は労働の量質に見合う賃金でいくと、年功序列じゃない、いわゆる職能給的な賃金体系といふことへの移行というのが、これは大きく制度的に背景をなさなきやならぬものだと思います。だけれど、これはなかなか簡単にいくことではありませんが、行政としてやり得ることは、まず、先ほど申しました職種の選定、指導、それから、第二においては、児童手当その他の制定によって、家族負担といふものが賃金の上へ制度的におおいにやることによりまして中高年齢層の雇用の機会といふものを増大していくと思つておりますが、もう一つは、わが国の現在の時限におきましては、まだまだ若年労働といふものを不足だ

不足だといひながら取り上げ、それによつて企
が必要労働力をどうやら間に合わせておる、間
合わせられる。しかしながら、日本の現在の人
動態、これをさらに将来にわたつて見てまいりま
すときに、十五歳から六十歳までの年齢を労働了
能年齢といたしました場合、かつての多産多死の
なってきた場合とは、労働力のバランスの中に
ある、労働力その他の中に占める若年労働割合
が著しく変わってまいります。それから、それが
しかも非常な速度で進んでまいります。また、現
在大きっぽく申しまして、労働力の純増といふの
が年間百五、六十万であります。これは昭和四
五年、六十年ころになると九十万を割るのではない
かと、こう考えられる。そういうような状態を早
く洞察して、そういう動態の中においての企業が
労働力の確保の方法を早く考えてもらふことを教
導していく。つまり将来は中高年労働者も含んで
当然考えなければ、ほんとうの意味の、いま私
は、若年労働及び技術労働においては不足を見ら
れるけれども、日本の労働力全体から見たら、
ヨーロッパでいわれるいわゆる労働力の不足とは
違う、ある意味においては過剰の中の不足といふ
ことも言える。それがしかし将来はそうでなくなり
る。そういうことを企業経営者によく理解をして
もらうという方法をもあわせとつております。さ
らに、中高年齢層については雇用奨励金の制度、
あるいはもつといいますと行政的な指導の方法と
して検討いたしたいと思いますのは、抱き合わせ
とでも申しますか、職業あっせん、職業安定行政
の中での個々の指導を通じて実績を上げてまいり
たい、こう考えておる次第であります。

○小柳勇君 最後の問題はあとでまた関係局長か
らお伺いしますが、たとえば政府機関に対する協
力要請、あるいは日経連など民間団体に対する協
力要請などもやつておられるようだが、その実効
といふものが上がつてないような気がしてならない
のです。ここに適用職種七十四種ばかり書いてあ

ります。これはどれでも民間にあるし、役所にもある仕事ですね。どの程度労働大臣の命令がきておるのか、なかなか指揮官は元氣だけれども、兵隊のほうは聞いておらぬような気がしてならない。たとえばエレベーターなどはどうか、あるいは身体障害者でもいいのではないかという気がしてならないのです。そういうものを政府機関、民間などにはちゃんと切符をとる青年がいる。半数くらいは中高年齢者でもいいのではないか、あるいは身体障害者でもいいのではないかという気がしてならないのです。そういう約束をしておられるか、もう一回はつきりひとつ聞いておきたい。

○國務大臣(石田博英君) 昨年私就任直後に要請

をいたしましたときにつけて採用した分、つまり

本年度採用した分についてはごくんべんをいただ

きたいが、明年度からは御要望に従つて採用する

といふ、こういうことを政府関係機関とはつきり

約束をとつてあります。いま御指摘のような、た

とえば道路公団のお金をとる者はどうだ。私から

これは非常にむずかしいことになります。実は、

まず既より始めよといふことで、労働省のエレ

ベーターのエレベーター、あれは若いんで

なくとも十分でありますので、これをかえたらど

うだといふことをざつそく私のほうの係の者に申

しましたところが、あれは請負で入れたものなん

だそうでありまして、全く別個の企業の請負だ、

別個の企業が請け負つたにいたしましても、労働

省の中でもそういうことをやられては困るといふこ

とで、請負に通達させましたら、やはり本年はも

う採用してしまったのだから、来年度採用のとき

といふことで、これも来年度分からは中高年齢に

直してくれるという約束をとつております。一年

間といふ期限で見ますと、いま申したようなこと

が非常に多いのですございますが、本年採用の分か

らは改善されるものと、強く期待いたしております。

それから、日経連等でもかなり具体的な指導を

いたしております。たとえばデパート等に対しま

す。

○國務大臣(石田博英君) 昨年私は農業学校を

出た人が農業に行かない、そしてホワイット、カラ

ーになりたがる。そういうことだけではなく、一

般的に教育が非常に進んでまいりました場合、高

等学校卒業生の割合が非常に多くなつてしまいま

した場合に、労働力需給関係と教育の進行過程と

いうもののバランスをどうとつていくかといふこ

とが非常に大きな問題になると思ひます。すでに

企業等におきました、たとえば今まで中等学

校の卒業者だけであつておりました織維工場等の

女子従業員とそれから事務職員、こういふ者の取

り扱い等についての検討も必要であります。今

努力してまいりたいと考えている次第でございま

す。

○小柳勇君 いまおつしやつたようなものも雇用

基本法に入れられるのかどうか。それから、各省

間の、たとえば通産省とか農林省とか、あるいは

社会的な評価を高めていくといふようなことを一

般的にやつていかなければならぬ問題だと思います

ておるのであります。で、ほんとうに農業にふき

内ガールといふようなものは若し人を使わなくて

いいじゃないかといふようなことを言つて、そ

がれがデパート経営者との間に新しい論議を生んで

おるといふようなことござりますが、政府関係

の他においても私ども検討しなければならないと

思つてあります。もう一つ、われわれから將

來の雇用構造、特に日本の雇用構造を考えていま

りますした場合に、非常に注目すべきは一次産業か

ら二次産業に移動しております労働力が二次産業

に多く行かないで、三次産業に多く行つておる。近

代国家の中で、いわゆる近代国家と言われる国々

の中では、二次産業従業者より三次産業従業者

が多い國は日本とアメリカだけであります。アメ

リカは高い生産性にささえられておりますが、日

本のようない状態の上において二次産業従業者より

組みについて大臣の御見解を伺います。

○國務大臣(石田博英君) これは農業高等学校を

構造の見通し、その上に立つて一体就業構造とい

うものをどういうふうに考えるか、抜本的に考え

ておかなければならぬと思うのですが、その取

り組みについて大臣の御見解を伺います。

○國務大臣(石田博英君) これは農業高等学校を

構造の見通し、その上に立つて一体就業構造とい

うものをどういうふうに考えるか、抜本的に考え

ておかなければならぬと思うのですが、その取

り組みについて大臣の御見解を伺います。

○國務大臣(石田博英君) 秋田は私の郷里でもあ

るらしい第三次産業、純粹の消費的産業にまいります。

これに対しては、一見すると非常に労働条件のいい

ところに移つて、いるよう見えますが、実際はそ

うでない場合が非常に多いので、労働行政の指導、

特に基準行政を強化いたしまして、三次産業、具

体的に申しますと、パチンコとか何とかいうとこ

ろにおける労働条件の監督等を通じて、われわれ

の行政の部面では是正をやつしているつもりであります

が、それだけは不十分でありますので、やはり

雇用計画全体として、もつとほんとうに国の経済

的、かつ、嚴重な指示をいたしました。今後こう

いうことのないようにつとめてまいりたいと思つ

ております。

いま一つは、公務員がむろんこういう行為をい

たしますことは不当であり、けしからぬことは言

うまでもありません。しかし、公務員はそれによつて、場合によつては恩給その他の停止を受け、

将来を全く奪われるのです。一方、公務員を誤らしめたものは、一応この司法処分は同じ立場で受けれるようではありますけれども、まあ何と申しますか、武士の向こう傷のよくなもので、そういう状態がどうも続く限り、誘惑があるとを断たないようには思いますので、こういう不正な行為をした業者に対しては、職業安定所の安定行政上の配慮は、一定期間、一定区域に限つては今後やらないというような強い方針を採用いたしまして、絶滅を期したいと思っている次第であります。

○小柳勇君 第二の質問は労働市場センターの問題で、電子計算機を使って全国の職安を機械的に中央に集中して、直ちにこれが配置をしようとする計画のようですが、それが非常に機械的に割り切つてしまふ。人間の意思、たとえばどの仕事をしたいといふ人間の選択する意思、そういうものを無視されながら強制的に配置されるのではないかという心配と、それから、その事務を扱う人たちの犠牲、また、たとえばいま職安でもう失業保険課がなくなつたようではありますか、そういうもので何かこう急速にやるために、強制的に進められておるような印象がしてならないのですが、その点大臣の見解を。

○国務大臣(石田博英君) 今まで各地の職安からの求人求職の照らし合わせを今まででは手でやつておりますが、かなり長い時間がかかりました。一ヵ月も二ヵ月もかかることがあります。そういうことを敏感に敏感に察するようになります。そして、その上に立つて判断、処置は従来と同様の処置をとりますから、機械的に流れることなどはないようにならなければならないと思っております。これはあくまで現在までの制度運営の中でかかつたむだな時間を時間的になくしまして、条件を整えていこうということです。

それから第二の、その施設によりまして不用になつたり、あるいは業務が縮小された部分についての人々の配置転換、これは配置転換で措置いたしておりますして、決して犠牲をしるよくなことはいたしてはおりません。

○小柳勇君 先般、京都でしたか、大臣が言つておられた失業保険の問題ですね、失業保険については、結婚する場合は積み立てた金だけを払つて、失業保険はもうやめたらどうかというようなことを言っておられましたが、法を調べてみますと、うと、まだ失業保険の改正については具体的にはおやりになる意思はないような話ですが、どうなんですか。

○國務大臣(石田博英君) あれは私のほうから申したのではなくして、京都の府会で、今まで結婚して退職をすると、もらっておった失業保険金が、機械的にもらつておつたのが、就職の世話をされたりなんかして条件のととのうのがむずかしくなつておるが、どうだ、こういう質問があつたのであります。それに対して、現在の失業保険制度といふのは幾つかの問題がある。その問題の一つは季節労働者の問題、第二は、いわゆる結婚退職の問題、第三には、五人未満の事業所に対する強制適用、いろいろな問題があつて、総合的に検討しなきゃならない。保険の理論としては、結婚して退職するという場合は、これは就職の意思、能力のある者と認められる場合が多いので、これを失業保険の対象にすることは理論的には間違いだ。しかしながら、一方、保険は強制適用をしておるので、婦人の従業員といえども保険金を払つておるわけなんです。したがつて、婦人にだけある結婚退職という条件のときに、一方で強制適用をしておいて、一方では何も払わぬといふのは、これはいさか問題があるから、そういう場合は新しく検討しなければならぬと、こう申したところ、どう、どう、どうふうに検討するのかと言うから、たとえて言うならば、こういうことも一つの方策ではなかろうかということを申し上げたのであります。聞いておきたいのですが、いま内職する婦人も大半部分をとらえて結論を得ているわけではございません。

くさんいますし、最低工賃がない、また、家内労働法もございませんので、非常にひどい条件の下で働いておられる。先般、労働組合で家族調査いたしましたところが、約八三%のご婦人が内勤をしているという統計が出たようです。そうすると、それが絶対だと申しませんが、労働省で統計をとつておられると思います。こういう家庭で働く婦人あるいはこの中にはパート・タイマの方も入るかもわかりませんが、そういう人たちに対する保護、たとえば最低工賃とか、あるいは家内労働法とか、そういうものに対しても多少積極的に取り組んでいただきたいと思うのですが、いまは家内労働法については検討するといふ答弁がありましたが、どのようなものであるかお伺いいたしたいと思います。

労中職をうるも庭はしすうりうち中労といふ何でございますが、これはその傾向がいいのか悪いのか、私はちょっと心配になるのでござりますが、その現状もいまよりはそれがひどくなっているのか、そしてどんな職種に一番多く行っているのか、その傾向を大臣にまずお伺いしたいのですが、その第三次に移っていくというのもちょっと心配が伴うように思うのですが、どんなものでございましょう。

○國務大臣(石田博英君) 具体的な数字とか資料とかいうのは、あとで事務当局が調査をいたしまして御報告いたしますが、一般的に申しまして、集団就職等で中小企業に就職する、あるいは織維工業等へ地方から就職する、途中でやめていく婦人は第三次産業へ行くのが非常に多いというは実情でございます。その三次産業も、全く消費的な部門へ行っている。それは單純に見ますと、表面から見ますと給料もいいし、時間も短い、楽だというようなふうに見えるのであります。その実態は、たとえば女子の深夜労働、未成年者の超過労働というようなことがよく見受けられるのであります。ところが、職業選択は自由なんでありますから、法律的にどうこうといふことは非常に困難であります。ただ、そういうところから年少者のいわゆる不良化というようなことも考えられますので、私どもの行政の中でき得る限りの処置、たとえばバチンコ屋等におきましては女子の深夜労働を厳重に取り締まるというような、監督を強化することによってそれを防いでいくと、いう努力をいたしております。

○紅露みつ君 大臣はお差しつかえがあるようですが、局長に伺いたいのですが、どんな職種に多くなりますか、そして傾向は多くなりつあるのですか、いままでよりも。

○政府委員(谷野せつ君) 産業別の女子の就業者構成は、年次別に見ますと、第一次産業に従事いたします婦人が、一九五三年から六三年の計におきまして、かなり減つておるのでござりますが、第三次産業に就業いたします婦人は増加をいたしております。それから、雇用者につきまして見ます

と、サービス業におきまして一九五三年から六三年の計を見ますと、単位を「〇一」といたしますと、一九六三年が一九二二といふうございに増加をいたしております。これはサービス業と申しましても、非常に包括的に各種の職業が含まれておりますから、先ほど大臣から御指摘くださいましたような純粋なサービス的なものもございますが、かなり文化的的な、高い専門的な知識技能を持つたような職種も育成度が進んでまいりますにつれて、専門的なこの中に含まれておりますわざとございます。まあ女子の雇用の趨勢といましましては、低い単純なサービス的な仕事もふえてまいりますが、しかし、教員の雇用の趨勢といましましては、低い単純なサービスが、日本の文化が高まるると同時に、職種として拡大されてくる傾向もござります。

○小柳勇君 それは全国的に、たとえばブロックでもいいのですが、九州とか北海道とか中国とか、プロックでもいいんだが、地域別業種別にちゃんと統計がとれますか。

○政府委員(谷野せつ君) 全国の共通の職種につきまして、十八職種の標準工賃は調査いたしておりますので、その工賃につきましては、今日持てまいりませんでしたが、出ております。

○小柳勇君 職種別地域別にはどうですか。

○政府委員(谷野せつ君) 地域別職種別な工賃を調査いたしております。

○小柳勇君 そらしますと、最低賃金と関連しながら皆さんの今までの統計調査をわれわれが見てよろしいですか。

○政府委員(谷野せつ君) 内職公共職業補導所において指導指針といったします標準工賃につきましては、最低賃金とは関係なしにいたしております。

○小柳勇君 この労働時間も四時間ないし六時間といふ大体資料が出てるようです。月収四千円から五千円に出ているわけですね。職種別に十八職種出ます。また、地域別に出てきますと、時間で割れば大体全国的な統計といふものを見ることができます。

○政府委員(谷野せつ君) 全国としては無理でございまして、やはり内職公共職業補導所は地域を基本といたしまして調査をいたしておりますので、地域の賃金としてお考えいただきたいと思います。

○小柳勇君 さつき労働大臣は、家内労働法についても検討していると言つておりますが、あるいは最低工賃の問題にも関連してまいりますと、将来そういうものが婦人労働の賃金形態の一つの基礎になると、そう考えてもいいですか。

○政府委員(谷野せつ君) 内職工賃につきましては、内職の職種によりまして、技術のあるものと簡単なものとではきわめて違ひがあるのでござります。したがいまして、そのばらばらな職種によって平均をとるということはたいへん困難でござりますので、共通だと見られる職種についての

標準工賃というものを私どもは一応指導の指針といたしているのでございますが、ただ、今後におきまして、できるだけ工賃の適正化をはかります

ために、この工賃を払う過程に至りますまでの経路などを調査いたしまして、その間に内職者に及ぶ工賃などの実情なども調べました上で、内職がわざめ複雑な事情にござりますために、私どもこの内職の機会をお世話をいたしますと、いう観点から、工賃を適正化いたしまして上において、その経路から調査をした上で、工賃がどう影響を受けているかということについても調べた上で指導指針を得たいと思っております。

○小柳勇君 あとで最低賃金法のときにもう少しお尋ねをしますが、現実にあなた方がちゃんと明瞭にして指導しておると、税務署との関係などあります。

○政府委員(谷野せつ君) 内職問題に伴います一つの困難な问题是、従来から内職者がせつかり仕事をしておながく、内職の出来高ないしは工賃の計算の基礎になるところのものをよくわざとおならなかつたために、内職者の受け取る弱さといふものもあつたために、内職者の受け取る弱さといふものもあつたために、内職者におきましては、この内職公共職業補導所におきましては、内職者に内職を渡す場合に、その工賃単価受け渡し額並びにそれがいつごろの期間においてでき上がり、そしていつ工賃が払われたかといふようなことの、いわゆる内職手帳でござりますが、これを内職者に持たせるように内職提供事業場を指導いたしているわけでございます。内職公共職業補導所がお世話をする内職につきましては、この手帳によりまして從来のあいまいさというものがないように、労働条件を明確にするというようになります。

○小柳勇君 税金との関係は。

○政府委員(谷野せつ君) 税金につきましては、そのことによって現在では被害を受けたという苦情を私のほうは受けしておりません。

○小柳勇君 婦人問題はまたやりますが、ほかの問題に入つていきました。

○委員長(藤田藤太郎君) ちょっとと私から……。

家内労働調査会が三年ほど前にできて、これがいたしましたが、まだ内職についてもお話しでございませんが、これが二十八業種で現在

だいぶ進んでいる。いま婦人少年局が内職のこ

とをおっしゃつておるのでけれども、一般賃金と最低賃金との——小柳さんが最低賃金のことはうなかつこうで内職の問題は婦人少年局に労働行政としてはまかせつくりで、全般の賃金、工賃、内職といふものの調査はやっていないのですか。

それを一言聞いておきたい。

○説明員(辻英雄君) 家内労働問題につきましては、ただいまお話を出ました内職のようなものもございますが同時に、いわゆる事業的家内労働と申しておりますものもあるわけでございます。

先ほど谷野局長が申しましたように、いろいろケースが非常に複雑でございます。そこで、これと申しておりますものもあるわけでございます。

○説明員(辻英雄君) 家内労働調査会の審議の経過の概要についていままでのものを申し上げます。

○小柳勇君 非常に早いよろんな話ですが、どうですか、家内労働法の見通しは。

以上のようなところが現在基準局で実施をいたしております行政指導の概要でございます。

○説明員(辻英雄君) 家内労働調査会の審議の経過の概要についていままでのものを申し上げます。

○小柳勇君 非常に早いよろんな話ですが、どうですか、家内労働法の見通しは。

以上のことにつきまして、大臣お答えいたしましたよ

うことに申しますが、さしあたり総合的な対策を

実施するための基盤の整備をすることと、具体的な問題点の把握をして所要の行政措置をとること

と、昭和三十四年、五年、六年、七年、八年と、引き続き四年間にわたりまして各般の問題を一

面の問題として、ただいま申し上げましたよ

うに、昭和三十四年の暮れに臨時家内労働調査会

が、その中間報告といふものがございましたよ

うに、昭和三十四年の暮れに臨時家内労働調査会

が、その中間報告といふものがございましたよ

うに、昭和三十四年の暮れに臨時家内労働調査会

が、その中間報告といふものがございましたよ

うに、昭和三十四年の暮れに臨時家内労働調査会

が、その中間報告といふものがございましたよ

うに、昭和三十四年の暮れに臨時家内労働調査会

が、その中間報告といふものがございましたよ

うに、昭和三十四年の暮れに臨時家内労働調査会

第二番目に家内労働手帳制度といふものをつくりまして、ただいま内職についてもお話しでございましたが、これが二十八業種で現在実施をいたしております。なお家内労働の一部署を交付させて明確にさせておくということがございましたが、これが二十八業種で現在実施をいたしております。なほ安全衛生上の問題を伴うものもございますので、そういうものにつきましては特別な安全衛生面の指導をいたしております。

手帳を交付させて明確にさせておくといふことをやつておりますが、これが二十八業種で現在

いたしております。なほ安全衛生上の問題を伴うものもございますので、そういうものにつきましては特別な安全衛生面の指導をいたしております。

実施をしておる段階でござります。先ほど申し上げましたように、最近省内労働の問題が非常に前面の問題として重要なもなつてまいりましたし、大臣も申し上げましたように、四月早々から再開をして検討を進めていただくよにお願いをすることにいたしております。

○小柳勇君 次に、最低賃金について質問いたしましたが、けさの新聞で、中小炭鉱にも最低賃金を適用ということで一万六千円を答申されるようですが、中央最賃の石炭部会が答申された場合に、当然大臣はそれで決裁されるでしようが、四月一日ころから実施されるのではないかということですが、どうなんですか、見通しは。

○説明員(辻英雄君) 御指摘のように、石炭産業の最低賃金につきましては、昭和三十七年の秋に中央最低賃金審議会から坑内夫一万六千円といふことと御答申がございまして、その実施は、大手炭鉱につきましては三十八年の四月一日から、それ以外のいわゆる中小炭鉱につきましては四十年の四月一日から、ただし、その後の推移に問題があるので、必要がある場合には、実態調査の上、さらに一年間を限つて延ばすことができる、こういう御答申があつたわけでございます。それを受けまして、政府といたしましては、大手炭鉱につきましては御答申のよろに、三十八年の四月一日からこれを適用してまいつたわけでございました。当面、いまの御答申にありますように、四月一日から実施するのか、あるいはさらに一年を限つて延長するのかということにつきまして、昨年の八月以来、中央最低賃金審議会の石炭専門部会で御討議を願つておつたわけでございますが、昨日専門部会の結論が出まして、専門部会としては、昭和四十年四月一日から中小炭鉱にも適用すべきであるという御結論を得られたわけでござります。手続き的に申し上げますと、明日中央最低賃金審議会の総会がござりますので、総会において専門部会長から御報告になつて、総会として正規に御決定になつた上で私どものほうに答申をいただくことになると思ひます。従来の審議の経過等

から考えますと、総会におきましても、昨日の専門部会と同様の結論を出されるものと私どもとしては考へておりますし、そういう御結論をいたすこととを前提としまして、労働省としても四月一日から適用することになるという見通しを立て仕事をいたしております。

○小柳勇君 内容については、答申を見ませんと、詳しく述べておりませんが、審議の過程で、中炭鉱について一万六千円四月一日から出そうでありますという結論が出ました審議の論点の中心はどううか。

○説明員(辻英雄君) これはいづれも審議会の御審議でございまして、私どもは横で承つておりましたところを理解したところを申し上げたいと思いますが、中小炭鉱、石炭の全体の合理化の進展の度合いなり、あるいは石炭以外の一般の賃金の上昇といふものとを総合的に勘案すれば、これは当時よく見通しがつかなかつたので、さらに一年間延ばすことが必要であるかどうかといふことは、実は労使、公益の間で一致しなかつた。それで見通しが一致しなかつたので三十七年のようないいということだけではなく、その金額が適正なものでなければならないので、最低賃金審議会と御答申があつたと思しますけれども、その後の進展等に対する見方は、さして大きな御意見の隔たりがなく、四月一日に適用することになつたときも思ひます。なお、この間、中小炭鉱につきましての賃金の実態調査をやるべきであるということを審議会として、専門部会として御決定になりましたが、それがその調査なり実際の結果等からごらんになつた上での御判断であるというふうに考えております。

○小柳勇君 その新聞の記事にはこう書いてあるのですが、現在中小炭鉱の坑内夫が三万四千三百十二人であつて、そのうち一万六千円に満たない者はわずかに千七百人にすぎない、したがつてこいつが當面の目標でございますので、そういうういう結論に達したといふことが新聞には書いてあるわけですが、こういふのも一つの大きな理由ではないかと思うのですが、十六条方式適用のほかの産業に対する今後の見通し、そういうものはどうでしよう。

○説明員(辻英雄君) 御承知のように、現行最低賃法に基づきます、いわゆる職種方式と申しております十六条適用を受けて現にきまつておりますものは、御承知のように、石炭産業だけでございまして。したがいまして、他のものの見通しといふふうにお話がございましたが、ただいまのところ、労働省としましては、昨年、一昨年と中央最低賃金審議会から最低賃金制全体の進め方についての御答申をいただきまして、その趣旨にのつとりまして行政を展開しておるわけでござりますが、その趣旨でござりますところは、第一に、中小企業のうち、重点的に対象とすべきもの八十八業種を中心審議でございまして、これにつきましては、昭和四十一年度末までに最低賃金を全部に適用するということが第一点でございます。

○説明員(辻英雄君) 第二点といいたしましては、ただ最賃ができるは、実は労使、公益の間で一致しなかつた。それで見通しが一致しなかつたので三十七年のようないいということだけではなく、その金額が適正なものでなければならないので、最低賃金審議会としまして金額の目安といふものを一応おきめになりまして、新たにつくりますそういうものについではもちろんでござりますが、從来から存続しておるものにつきましても金額を目安に合わせるといふことが第二点でございます。したがいまして、従来からありますもの目安に満たないものは相当いぶんあるわけでございますが、これにつきましては、御答申をいたしました昨年の十一月以降、一年以内に全部原則として目安に合わせるということを第二点の方針といつておられます。

○説明員(辻英雄君) 第三番目には決定様式の問題でございますが、御承認のよう、現行の最低賃金法では、他の方式によることが困難または不適当といふものについて職權方式によつてつくるといふことになつておるわけでございます。いずれにしましても、必要な業種に目安に適合した最低賃金ができるといふことが當面の目標でございますので、そういうことを目標として、必要があれば必ずしも九条の他のたとえは業者間協定、十条のその拡張方式だけでなく、その他のたとえは業者間協定の締結改定の勧告などでございますとか、御指摘のございました職權方式と

いうようなものも活用してただいま申し上げたよ

うな目標を達成するということで現在仕事を進め

ております。

○小柳勇君 十六条方式のほかの産業に対する適

用については、あとで大臣に見解を聞きますが、前に戻りますと、この石炭部会の答申が一万六千円最低で出ますその論議の中で、御存じのように、

石炭産業の累積赤字約八百億、ビルト鉱の再建費

月一日から実施されることを私も希望いたしてお

きます。

○小柳勇君 これでも最低一万六千円といふ金にどのくらいはね上がるかというようなことは、もちろん御議論としてはございました。

○小柳勇君 これでも最も重要な希望者もなくなつてきつたあるので、なかなか希望者もなくなつてきつたあるので、ですから、時期としてはおせいと思うのですが、四月一日から実施されることを私も希望いたしてお

も内定はしておるようですがれども、まだ公表はしていない。この賃金問題に関連をしますから質問するのですが、これほどなでしおうがね、担当は。この緊急就労事業に対する賃金が、その地域における最低賃金、まあ広い意味の、法的な意味でない最低賃金の目安になるんですが、これに對して労働省としては一体どのくらい発言力があるのか、お聞きしておきます。

○政府委員(住栄作君) 御承知のように、石炭離職者のための緊急就労対策事業は請負で施行をいたしておるわけでござります。で、私どものほうといたしましては、公共事業とか特別失業対策事業に準じまして労力費を計算しまして事業主体に流しております。したがいまして、緊急就労事業の場合は、公共事業がどうなるか、公共事業のきまつた線によりまして必要な予算を事業主体に流す、こういうような関係になつております。

○小柳勇君 その点はわかりますが、昨年の事業

費単価千五百円が今年は千七百円になる、二百円上がるわけです。そういうときに、これには労力費も入りますから、賃金として見なければならぬわけです、労働者を働かせますから。事業として、たとえば資材費などと同じと見てもらつちや困るわけです。それを建設省なり公共事業等から請負に渡しているのですから、これは一つの設計の単価でございますといえればそれまでですけれども、労働省として、その地域における最低生活する人の賃金の目安になるのですから、相当の発言力をもつて、この千七百円の中には賃金はこのくらいですよ。そのくらいの発言力がなければならぬと思ふわけですが、その点を質問しているわけです。したがいまして、緊急就労対策事業につきましても、実施をしております各県の土工

の平均賃金、これをもとにいたしましたして労力費を一千七百円の中で算定をいたしておるわけでござります。

○小柳勇君 まあそのことはよくわかるのですがね。さつきの話にまた返りますが、最低賃金一万六千円が一応認められますと、現在働いている坑内夫は最低一万六千円は保障されるわけですね。

それがたまたま閉山によつて離職する、そうして緊急就労事業に入つた。その場合には、あなたまかせになつてしまつて、公共事業でございますから県がきめている。それだけですと、もつとこれはいろいろな意味でたたかれるでしょうね。したがつて、私は、最低賃金をきめる労働大臣は、建設省の中に働いている労働者に対する賃金についてはみずから決定するくらいの権限を持つてもらいたい、そう考へるわけです。そういう面で建設省などとの折衝はあるうと思ひが、どういう程度の折衝をされるのか、建設大臣と労働大臣との間にどういうふうな折衝をされるのか、それを聞いておきたい。

○説明員(辻英雄君) 公共事業の賃金につきましては、かつていわゆるPW方式がございました時代には、PWを労働大臣が決定したわけでござります。しかしながら、現実にはそういうものをきめますと、きめまして個々の支払い賃金に介入いたしますことは、賃金の原則、労使が自主的にきめることから見てあまり好ましくない。特に最近のように、建設省賃金の上昇が非常に早いときに、あいいう法律の形式で綱るということは望ましくないというふうに考へまして、三年ほど前にこれを廃止させていただいたわけでございま

す。廃止の際に問題になりましたのは、労力費の単価につきまして各省は資料を持っていないから、思ふわけですが、その点を質問しているわけです。

○政府委員(住栄作君) 御承知のように、公共事業の労力費の積算の基礎につきましては、各地におきます土工の賃金をもとにして労力費をはじめております。したがいまして、緊急就労対策事業の屋外労働者の賃金調査に関する資料を建設省の

その他に提供しているというのが現状でござりますが、例年御承知のように、あれは八月現在で調査をいたしております。八月現在の調査によればかくかくあるといふことを提供しておるだけでも、あとは各省がそれぞれ事業施行上の観点からおきめになるということになつております。

○小柳勇君 それをおきめになるといふこと

を、もう少し積極的に労働者の賃金、特にこの最低賃金と関連のある賃金については、いま少し何をすればなりませんでしょうか。

○政府委員(住栄作君) 私どものほうでは、先ほど御説明申し上げましたように、從来から公共事業の単価を使っておりますので、私どものほうから積極的に建設省と連絡をいたしまして、その決

定した数字に基づいて新年度からの事業予算の配賦その他の作業を進めておる次第でござります。

○小柳勇君 次の問題に入りますが、私どものほうからも、建設省はどの局でござりますか。

○政府委員(住栄作君) 私どものほうでは、先ほど御説明申し上げましたように、從来から公共事業の単価を使っておりますので、私どものほうからも通知がくるのですか、あるいは何か相談がござりますか。

○小柳勇君 次の問題に入りますが、私どものほうからも通知がくるのですか、あるいは何か相談がござりますか。

○政府委員(住栄作君) 私どものほうでは、先ほど御説明申し上げましたように、從来から公共事業の単価を使っておりますので、私どものほうからも通知がくるのですか、あるいは何か相談がござりますか。

○小柳勇君 次の問題に入りますが、私どものほうからも通知がくるのですか、あるいは何か相談がござりますか。

○政府委員(住栄作君) 私どものほうでは、先ほど御説明申し上げましたように、從来から公共事業の単価を使っておりますので、私どものほうからも通知がくるのですか、あるいは何か相談がござりますか。

○小柳勇君 次の問題に入りますが、私どものほうからも通知がくるのですか、あるいは何か相談がござりますか。

○政府委員(住栄作君) 石炭が急速に産業構造

上斜陽化しまして、そういう場合におきまして、

よく組合の名前で会社が金を借りて、そして各人に支給しているという例はだいぶありました。それから、最近もあるようですが、今まででわれわれのほうでは、だいぶ返されて、最終的には大体いわゆる共同連帶責任といふ観念から、われわれのほうでは、だいぶ返されて、最終的には無理ないと思いますから、調べていただき勉強足りませんで、承知しております。

○小柳勇君 きのうの通知のときに、これを通知してなかつたから、数字を持っていられないのも、が、あとでこれは大臣に質問しましよう。結果的に、まあ建設省では内定しておるのであります。が、建設省のほうには、そういう場合、ただらかの方策を立てなければなりませんで、しかも建設省などとの折衝はあるうと思うが、どういう程度の折衝をされるのか、建設大臣と労働大臣との間にどういうふうな折衝をされるのか、それを聞いておきたい。

○説明員(辻英雄君) 公共事業の賃金につきましては、かつていわゆるPW方式がございました時代には、PWを労働大臣が決定したわけでござります。しかしながら、現実にはそういうものをきめますと、きめまして個々の支払い賃金に介入いたしますことは、賃金の原則、労使が自主的にきめることから見てあまり好ましくない。特に最近のように、建設省賃金の上昇が非常に早いときに、あいいう法律の形式で綱るということは望ましくないというふうに考へまして、三年ほど前にこれを廃止させていただいたわけでございま

す。廃止の際に問題になりましたのは、労力費の単価につきまして各省は資料を持っていないから、思ふわけですが、その点を質問しているわけです。

○政府委員(住栄作君) 御承知のように、公共事業の労力費の積算の基礎につきましては、各地におきます土工の賃金をもとにして労力費をはじめております。したがいまして、緊急就労対策事業の屋外労働者の賃金調査に関する資料を建設省の

それから、その他の広域職業紹介の状況、あるいは県内の他の場所への就職の状況、こういうものはよく考えあわせまして適正な人員を計上していきたい、いろいろよろしく考えます。

○小柳勇君 今年は六千四百人で、六百人減つているのですが、園山の方向は、しばしば石炭委員会でも問題になりますように、見通しよりも上回るのではないかということですが、上回った場合の予算措置はどうなりますか。

○政府委員(住栄作君) この問題につきましては、一昨年の炭鉱離職者臨時措置法の改正によりまして、新たに合理化によつて出てくる離職者に対しましては手帳を発行いたしまして、手当を支給しながら民間の他の雇用の場合を見つけるとか、こままで手帳を發行いたしまして、手当を支給しまして、新たに合理化によつて出てくる離職者に対しましては手帳を発行いたしまして、手当を支給しまして、新たに合理化によつて出てくる離職者は対象にはいまして、臨時措置法改正後の離職者にはなつていないのでございまして、むしろ臨時措置法改正以前の離職者の対策として引き続きやつておるような状況でございます。新たに出てくる離職者に対しましては、改定法の趣旨に従いまして再就職の促進をはかつていい、こううことになつておるのでございます。

○小柳勇君 その問題はそれくらいにいたしました。午前中に大臣に質問いたしましたのを少し深く質問していくが、地域別産業別雇用計画の策定ということですが、先般予算説明でちょっとありました、たとえば中央雇用計画官一人、地方雇用計画官二十二名云々ということがありましたが、具体的に御説明願います。

○政府委員(住栄作君) 実は昨年の六月、地域別産業別雇用計画の試案を発表いたしたわけでござります。その試案の内容につきましては、まず期間を、最終年度四十三年度を考えまして、現在から四十三年度までに労働力の供給面がどうなる、それから、需要面はどうなるか、こういう観点から、供給面につきましては学校の卒業者、新規労働力の問題でございますが、そういう新規労働力の問題、それから転職者の問題、あるいは非労働

力から労働力になる者、そういう観点から労働力の供給がどのようになるであろうか、こういう点

でいろいろ作業をしておるわけです。需要の面についても問題になりますので、特に主要産業の雇用事情、これは需

求面とか供給面の調査を実施していきたい、こうつきましては、産業経済の活動との関係がございまして、通産省の産業構造審議会で、やはり四十三年度までの各地域別の経済活動の状況がつくられておりますので、それを見まして需要を想定をしておるわけでござります。そういうふうに需

要と供給をとらえまして、それが府県別にどうなつておるか、それから第一次、第二次、第三次産業別にどうなつておるか、こういうふうな観点から、地域別と申しますのは府県別、産業別と申しますのは一次、二次、三次産業別、きわめて大まかな分類ではございますが、そういう観点から試算をしておるわけでござります。それで、これはごくラフな数字でありますので、その後、中期経済計画も策定されておりますし、あるいはこの数字の中には性別等の問題も含まれていないわけ

でございます。あるいは産業別に見ましても、一次、二次、三次よりもさらにこまかく産業別をどうしたらいいか、こういうような観点から今後作業を続けて、できるだけこれを本物にしていきたい、こううように考えて、現在作業中でござります。

○小柳勇君 百五十一万円のこの予算なんですが、これで人件費をとりますといふと、仕事といふのは一体どういうことをやるのか、具体的なもの、それから、その雇用計画をやりましたあととの裏づけ、そういうものについて御説明願います。

○政府委員(住栄作君) まず、地域別産業別の予算でございますが、本年度までは百五十六万三千円でございますが、明年度におきましては二千二百八十五万六千円を計上いたしております。この内容といたしましては、先ほど申し上げましたように、昨年つくりました試案をたたき台にしまして、これを本計画としてつくり上げていきたい、こ

の構成でございますが、地方は三名程度でござい

ます。それから、いろんな資料が不足いたしてお

りますので、特に主要産業の雇用事情、これは需

求面とか供給面の調査を実施していきたい、こういうふうに考えております。そちら研究会の活動費とか調査の費用を合わせまして二千二百八十五万六千円を計上いたしておるのでござります。

○小柳勇君 この雇用といいますのは、需要するいろいろ実態を把握することは必要です。これは労働市場センターができまして、電子計算機でばかり毎日やられるという、労働力の移動、あるいは失業状態、就職状態がわかりましょが、雇うというのは会社が雇う、あるいは官公署が雇うのですから、雇う方向に向かってかさんのが試験官になつて立ち会うとか、あるいは各省に通牒を出し

て、これこれのものがあるから、これこれの仕事を雇つてくれというふうなことをやりませんと、統計活動になつてしまふ、調査活動になつてしまふのじやないか。その調査しましたそれを雇用に

は、住部長から説明がありましたとおりであります。

○政府委員(有馬元治君) 雇用計画につきましては、中央雇用計画官につきましては、中央雇用計画官といふのはどういう仕事をするのですか。

○小柳勇君 具体的に質問いたしますと、この中央雇用計画官といふのはどういう仕事をするのですか。

○政府委員(住栄作君) 先ほど申し上げましたように、この計画は地域別に、あるいは産業別に需給のバランスを見ていく、こういうことにあります。そこで、地域別と申しますのは、いまのところ府県別を考えております。すなわち、各府県におきまして、やはり府県内の雇用計画といふものをつくつていただき、こういうふうに考えておるわけでござります。したがいま

して、地方にもそういう雇用計画を担当する専門家を置いてそういう作業をしていく、こういうことになります。で、中央雇用計画官は、そういうふうにいった地方の雇用計画担当の者に対する指導、特に地方計画を作成するにあたつての指導、相談、これは各県それぞれの開発計画等もございますので、そういったこととの関連においていろいろ統合勘案すべき問題ができますので、そういうふうで地方の指導に当たると同時に、それを全国的にまとめたものが地域別産業別の計画になるわけ

会社なりに、その実態がどうだから雇いませんかと、そういうふうな働きかけはどういうふうにして今後やっていくのですか。

○政府委員(有馬元治君) この雇用計画は、もちろんわれわれの雇用行政のガイドポストでありますとともに、企業の側、産業の側にもこういった考え方を示しますと、企業、産業も、これにそれを

でござりますので、そういう作業に当たる、こういうように考えております。

【委員長退席、理事杉山善太郎君着席】

○小柳勇君 たとえば甲という県と乙という県がありまして、甲には一万人余つておる、乙には五千人足りないから、それを計画官が調整して移動せしめると、こういうことですか。

○政府委員(住栄作君) 御指摘のような需給バランスは、結局各県によって違うわけでございまして、ある県では一万人余る、その余つた一万人に對して、他の県では足りない県があるわけございまして、そういう関係、その県におきます需要との関連におきましてどのように見ていくか、こういうような点について研究し、計画を立てていく、こういうことになると思います。

○小柳勇君 社会党が内閣をとりますと大体これでわかるのですけれども、いまは資本主義社会、しかも自由競争で、若い者、あるいは優秀な者を会社が選んで、選択して採用するわけです。そう立つて考えますと、甲の県に一万人いま過剰労働力があるから、それじゃ、ひとつこれを五千持つてくると、そう簡単にいかないと私は思うのです。したがって、その調整、それにはもちろん労働力の移動には金も伴いましょう、施設も伴いましょう、あるいは職業訓練も必要でしよう、そういうものとの関連はどうですか。

○政府委員(有馬元治君) もちろん雇用計画に基づいて雇用政策を開拓する場合におきましても、就労配置についての強制力を持ち得ることは全く考えられませんので、あくまで誘導政策で、地域間、産業間の需給のバランスをとつて、こう、いうことで直接的な強制力といふものは、そういう手段は全然考へておらないわけございます。したがいまして、地域別産業別の雇用計画どおりにきちんと当てはめていく手段が実はないのですがございまますけれども、それはやはり労卒の府県間の調整、あるいは今まで重要な既成工業地帯に農村地帯から相当学卒のみならず、農業の過剰

労働力が流入しておったわけでござります。これもだんだん底をついてくる、こういった関係がはつきり計画の中に出でまいりますので、そうしますと、既成工業地帯における労働力の需要に対処いたしましてどういふうな雇用政策を立てて、ある県では一万人余る、その余つた一万人に對して、他の県では足りない県があるわけございまして、そういう関係、その県におきます需要との関連におきましてどのように見ていくか、こういうような点について研究し、計画を立てて

いまして、そういう方法をもう少しパート・タイム方式、あるいはその他の雇用方式でもって求職のほうを開拓していくというふうな積極体制をとらなければならぬと思います。そういう非常にきめのこまかいといいますか、具体的な対策を開拓しながらこういった青写真を背景に雇用政策を開拓していく、こういう考え方でございます。

○小柳勇君 話を少し進めて、労働市場センターの将来の構想、そういうものを少し具体的に説明していただきたい。そうしますと、もう少しいまのところが明らかになるのじゃないかと思います。

○政府委員(有馬元治君) 労働市場センターの考え方は、今年度からこの構想に基づきまして、三年計画でこの労働市場センターを整備するといふ計画で進んでおりますが、三年に要する経費が、電子計算機の借料等を除きまして、設備経費といふといたしまして約四十億を予定しております。初年度が約十億見当でございましたが、今年度は十三億五千万程度でござります。したがいまして、最終年次の再来年度は残りの整備をいたすわけでございますが、この考え方は、全国五百カ所の安定所を市場センターに電信回線でもって直結をすることによって伝送をしてくる。そういう伝送システムを整備することによって、全国津々浦々の安定所における失業保険業務と職業紹介業務が、センターにてデータが伝送されとき、そのセンターによつていろいろと仕分けをされて、職業紹介であれば、鹿児島の求職者に見合う全国的な求人が一定の条件のもとに電子計算機を駆使することによつて適切な求人が選定されてくる、それが即刻

鹿児島の求職者に伝達されてくる、その条件の範

囲で第一線の安定所の職員が求職者の職業紹介な

り職業相談に応じてくる。さらに、移動を伴う場

合には、宿舎その他こまかい条件がいろいろと

問題であるのであります。それについても、

即刻この伝送システムを通じて求職条件の確認を

やっていく、こういうふうな手順になりまして、

従来二ヵ月程度そいつた連絡事務にかかる

問題であるのであります。それについても、

即刻この伝送システムを通じて求職条件の確認を

やっていく、こういった思想動向等の要件等について、

このシステムを使って特に振り下げる明確をする

といふうなことは一切いたしません。また、職

安の窓口としましても、そういう求人条件の差

別扱いは、求人者に御反省をいたいで、窓口に

おられたものが、ほとんど時間的にはゼロに近い

までのほらこういった青写真を背景に雇用政策を

展開していく、こういう考え方でございます。

○小柳勇君 話を少し進めて、労働市場センターの将来の構想、そういうものを少し具体的に説明していただきたい。そうしますと、もう少し

いまのところが明らかになるのじゃないかと思いま

す。

○政府委員(有馬元治君) よろしくうございま

す。

○小柳勇君 一べんその現物もまた見せていただき

ます。このシステムを使つて特に振り下げる明確を

おられたものが、ほとんど時間的にはゼロに近い

までのほらこういった青写真を背景に雇用政策を

展開していく、こういう考え方でございます。

○政府委員(有馬元治君) よろしくうございま

す。

○小柳勇君 あとでまた現物を一べん見せて

らうて説明していただきますが、職業安定所に失

業保険課がなくなつたのはなぜですか。

○政府委員(有馬元治君) この二月一日から安定

所の内部機構を改めまして、事業所課と職業紹介

課といふうな編成のしかたに改めたわけでござ

ります。これは從来、失業保険課と職業課といふ

ふうな分け方でございましたが、失業保険の受給

者が、御承知のように、求職者として安定所の窓

口にあらわれるわけでございまして、この失業保

険の受給者に対する就職あつせんといふことが從

来非常に軽視されておりまして、ただ、形式的には

求職者としてあらわれるのだけれども、実際上は

保険金を機械的に支給するといふうな実情にな

ります。これは現在の失業保険制度の根本の趣旨を誤つて運用

されると、いう危険性がござりますので、私どもと

いたしまして、こういった労働力不足の事態に対処

機構を先ほど申しましたような立て方に改めたわ

けでございます。

○政府委員(有馬元治君) この機能は、あくまで

安定法に基づいて運営されるわけでございまして、

○小柳勇君 思想、信条の自由、たとえばそれは

もう非常に詳しく述べてくると思うのですが、

が、社会党員何名、共産党員何名、公明党員何名と

いうふうに、詳しくすぐわかると思うのですが、

これこそ労働者の思想分布まで出てくると思う

が、そういうものに対する介入は絶対やらないと

いうことを言ひたいと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(有馬元治君) この機能は、あくまで

ちなんに、今後の安定所にあらわれる求職者の傾

向で第一線の安定所の職員が求職者の職業紹介な

り職業相談に応じてくる。さらに、移動を伴う場

合には、宿舎その他こまかい条件がいろいろと

問題であるのであります。それについても、

即刻この伝送システムを通じて求職条件の確認を

やっていく、こういった思想動向等の要件等について、

このシステムを使って特に振り下げる明確をする

といふうなことは一切いたしません。また、職

安の窓口としましても、そういう求人条件の差

別扱いは、求人者に御反省をいたいで、窓口に

おられたものが、ほとんど時間的にはゼロに近い

までのほらこういった青写真を背景に雇用政策を

展開していく、こういう考え方でございます。

○政府委員(有馬元治君) よろしくうございま

す。

○理事杉山善太郎君退席、委員長着席

向を見ますと、現在のところは、大体五〇%程度が一般的の求職者で、その他が保険の受給者としての求職者でございますが、将来、失業保険の適用が完全適用になつた暁を考えますと、学校を出でて社会に出れば必ず失業保険の適用がある、失職すれば必ず失業保険の受給者として安定所に求職をしてくる、こういうのが原則的な姿に相なると思います。したがいまして、私どもの安定所の内部機構も、そいつた事態を予想しながら、本来の制度の運営に万全を期するために内部体制を改めたわけです。

○小柳勇君　ほかに問題がありますけれども、杉山委員も時間がほしいそうですから、最後に、電気産業に対するスト規制の廃止の問題について質問いたします。

すると、強制的な代價保障措置というものは、いま現在においては関係者は望まないのじゃないだらうか? いろいろな検討をしまやつております。實際において、政府としては、この電力の供給と、いろいろのがいつときたりとも止められることがストレート規制法によってなくなつたということで、非常な安心感を与えていた。それを排除するといふことは、いかにも労使関係が現在のところうまくいっているのだからいいのだけれども、それが必ずしもそれを全部保障するというふうにはまだ少し早過ぎるのじやないか? というようなことで、現在まだ当面、直ちにこれを電力の関係について廃止するということにはちょっといきませんが、いろいろまたさらに検討していくたいといふことがあります。

ということになつておりますので、私もそういう
ような関係で、まだ他に一件中小企業の労使関係
についても若干質問したいといふうに考えてお
りますので、そういうような点でひとつお答えい
ただきたいと思います。

○政府委員(三重信君) 午前中、大臣に御質問
の過程で述べられた労働事情についての先生の御
発言は、私たちが調査しております報告と大体一
致しております。非常に正確にお述べになつた
と、私たちもそういうふうに拝聴いたしました。
それで、具体的に北越製紙の問題についてまずお
話し申し上げます。天災によるのがきつかけに
なつて非常な合理化が行なわれた、これについて、
労使関係として、企業連においては会社と相当協
力的に、やはり組合のほうも会社とよく折衝され

先般の ILO の結社の自由委員会の第十二次報告の中にそのことがまた討論されておりますが、一九五三年の二月十日に、電気事業及び石炭鉱業におけるストライキ権の行使が制限されておる。しかも、それは三年の時限立法であつた當時の情勢から、これはやむを得ないということであつた。しかるに、それからもう十二年もたつておるのに、なお日本の政府はこれを規制しておる。労働者の生活の安定などに対する格段の保障もしないままストライキ権を剥奪しておるのだということは、これはもう問題にもならないといふようなことで討議をされておるようですが、この電気産業に対するストライキ権を剥奪したその法律を廃止するということについて今までどのよくな措置がとられていたか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(三治重信君) 結社の自由委員会の報告にも一部触れられておったところでござりますし、また、先年、電気事業法制定の場合にもいろいろ問題になりました。それで、政府としてはいろいろ検討はいたしましたけれども、いま現在、直ちにこれを廃止する考へはないということを、絶理以下、関係大臣が御答弁なさっているわけでございます。それで、いまのそのスト規制法による

産業に決定的な打撃を与える非常にそれによることでこうむる損失が、その労使関係の、いわゆる労働三権のストライキといふ権利行使することと、経済に与える打撃とのあまりにもアンバランスとなること、いうことにならないような回遊のしかたがあるかどうかという問題についての非常に技術的な問題になるのじやないかと思うわけでありますけれども、しかし、われわれ労働省のほうからいきますと、そういう技術的な問題も非常にありますとともに、それから、まあ電気関係の従業員が、その供給についてはなるほど規制されといけれども、そのほかの部面については規制はあまりできないという部面もあるわけです。三公社五現業のようになりますに、一律にあらゆる部面においてストライキの禁止といふ一部分ストとか、その他全部禁止しているということもないわけですし、それによって強制的な代償保障措置、いわゆる公労法の関係係たいな法の規制がそのため電気事業には特別必要かという問題、それについては、いまのことろ私たちは正式に問い合わせたわけでもないけれども、関係組合のほう等と内々うちのほうでいろいろ話しているところでは、そういうふうな公労法係みたいなものに入れられるのはかえつて迷惑感がというふうなことがあるわけでございます。そろ

○小柳春吉 わが党は、このスト特權法の廃止に関する法案を出しておることでありますから、その機会にまた詳しく述べました。大臣並びに他の問題の質問は明日の予算の分科会に譲りまして、私は質問を終わります。

○杉山善太郎君 午前中、大蔵大臣に、たとえば激甚災害法の適用地における労使関係及び離職者の保護措置について大臣の直接見解なり所信なりを聞きたいという点は、この離職者の保護処置についてであります。自余の具体的な問題として、たとえば都タクシーであるとか、昭和石油であるとか、北越製紙の労使関係といふ問題にちなんでは、それぞれ関係局長からひとつ聞いてもらいたいといふ面で、ひとつ労政局長からまあこれはかりそめの予告質問になつておりますので、労使関係の若干の言つていることとの食い違いということはさることながら、このお尋ねせんという趣旨は、過去にあつた事実はともかくも、今後行政指導の面で、十分意識して労使関係をうまくやらないと、なかなかいい面の一度あることが二度あることはいけれども、これは再びないことを保証することが必要だと思うのですが、労使関係は遺憾だ、そういうことに私は質問の趣旨をとつておるわけありますから、まあ委員長からは三時ごろまで

て、特別何と申しますが、両方にどちらか有利ということがなく、合理的に解決されてきたと思います。ただ、一部との中でお述べになりましたように、三十二名の解雇反対者が特別の組合をつくった、これも組合内部の問題で分裂したということではないかと思います。この反対者と会社との関係につきましては、これはやはり会社も、当時私も中へ一部入った経験からいきまして、やはり解雇者については、会社側が、あらゆる関係機関の御協力を得て、この解決には努力をしましたといふにはわれわれにも申しておつたわけですから、今後とも、こういう離職者の問題につきましては、会社も誠意をもつて当たるように指導していきたいと思います。

それから、昭和石油の問題は、再建のめどがこれまで大体ついたのじゃないかと思っております。したがつて、特別新しく四万バークルの新工場が完成した後には操業人員は減るわけでございますが、会社のほうも大体配置転換その他ではかつていつて、そり強行手段、いわゆる一律会社の指名解雇といふ、何もそういうふうな意図はないといふふうに思つております。いずれにいたしましても、まだ相当の期間があることで、これは労使関係、組合と会社のほうとの話の進行を見たいと思つ

すると、強制的な代價保障措置というのは、いまの現在においては関係者は望まないのじやないだらうかと、いうふうな検討をいまやつておりまして、實際において、政府としては、この電力の供給と、いうものがいつとしたりとも止められることはス

ということになつておりますので、私もそういう
ような関係で、まだ他に一件中小企業の労使関係
についても若干質問したいというふうに考えてお
りますので、そういうような点でひとつお答えをい
ただきたいと思います。

ております。昭和石油の問題は、したがつて、まだ時間的に相当余裕があるから、これはもう少し経過を見て、また、実際問題として、そういう何と申しますか、労使関係が悪化するといふようなことはないのじやないかというふうに見ておりま

また、都タクシーの問題につきましても、先生の情報の把握とわれわれとほとんど合致しております。こういうような非常な何と申しますか、深刻な争いに中小企業がなるということは、組合があまり強いと会社がつぶれる場合もあるし、こういうふうに会社が少し強過ぎると非常な無理なストライキも行なわれるというふうになるわけですから、こういう部面については、あとう限りやはり第三者的な労政機関が若干ずつ双方に意見をたたしつゝ、何と申しますか、感情的対立にならぬよう、できる限りそのあっせんの労をとるべきだと思います。しかし、従来、この労使関係については、非常にこじれた場合は別として、特別まあ争いが出来たからといって、行政機関があまり入るのを遠慮してきたいたいきさつがございます。しかし、最近中小企業のこの労使紛争がすぐ感情問題になつておる。ああ言つたからすぐそれじゃこうだといふうな感情問題に入らぬようにするために、あらかじめ双方の意見をよく聞いて、何と申しますか、そういう感情問題にいかないような交渉関係が持たれるよううに指導していくといふ部面について、いま少し力を入れていきたいというふうに考えております。

前中に大臣に申し上げましたように、それなりに技術革新も含めて改良復旧をする程度に融資を要請しておるなり減税処置も受けとつて、とりとえず災害の中から立ち上がりえると見るのであるが、やはり労使の協力によって一つの生産が上がるという観点からとらえてみると、その下積みになつてしまふのがやはり労働者であるといふ事例が出てきておるのだ。だから、その限りにおいて、やはりいろいろ罹災者の保護処置という問題なども云々するのでありますけれども、問題は、この経営陣がその事実を踏んまえて、道義的責任を今後身につけて労使関係に移行していくだかないと、たとえば、なるほどいま労政局長が言われたとおり、昭和石油はとにかく日の当たつた産業で、石油産業だから心配あるいは、そろしてまだ一年ある。私もそう思つております。しかし、先ほどちょっとと申し上げましたように、これは非常に悲しいことだと思ひますけれども、昭和石油株式会社は日本人のスタッフがやつておる、しかし、資本構成から見ますと、五五%がイギリスの資本から出でておる。しかし、いずれにいたしましても、事その技術革新とか労務管理とかいろいろな問題になると、ほんとうなら金を幾ら出しておきやうとする、こういつてゐるので、その辺をひとつ行政指導の面においても指導性を、労管についても中央機関でさらに身を入れてもらいたいといふからやうぞ、こういつてゐるので、それから、いま議會では、これは經濟産業委員会でありますけれども、この事務局長が答弁に立つておるわけであります

いかといふことが、これは新聞にも出ておるし、おとといの新潟県議会でも論議されておる問題であります。はじめとしてはこういうことを某議員が言つておるわけです。知事の労働問題に対する理解不足にすべての原因がある、地労委の使用者側の委員の顔ぶれをもつと充実するようになさるが、また、県が企業の振興を望むならば、基礎となる中小企業の労使関係を近代化するように指導すべきだ、こう言つておるのです。申し上げましたように、前段の北越製紙とか昭和石油などは日本の当たる大きな企業でありますけれども、都タクシーは、これは典型的な中小企業だと思います。で、そういうような点になつておりますし、さらに申し上げておきますけれども、この都タクシーといふ会社は、ほかに日の出タクシーといふ会社と、それから県都タクシーという会社と、認可はみな別でありますけれども、中身はみな同じであります。さらに自動車の修理工場といふものも、別建てで工場を經營しておるわけであります。ほかにマル運建設といふ、とにかく二千名くらいの従業員を使って、マル運建設といふ土木建設会社もやつていいわけであります。さらにマル運通運といつて、新潟では日通に匹敵する、このあたりにも出てきておりますけれども、銀トラと書いて非常に大型の一、それで、この經營者は非常に努力家でありますし、社長は運転手から上がってきた非常に有能な人だと思います。しかし、そのスタッフの中には、かつて副知事であつたり知事の秘書課長であつたり、それから陸運事務所の所長であるとか、あるいは往年の治安維持法のころの特高警察等の有能な人たちが大体その經營スタッフに加わっております。しかし、企業の全体としては、なかなかローカル企業としては大企業でありますけれども、この労務管理の問題について一応糾余曲折はありましたけれども、今日四日目で済んでおりますから、問題は、今後を意識してだれが悪いこれがいいといふ論議はここではやらないのですけれども、やはり国民経済の中核的な要素にスポットライトを当てみれば、今日的

には、やはりその労使問題というならば、労使関係というものがはつきりその基調、基底がしっかりとしないといふ。これはどの場合でも苦勞しますけれども、そういう点については十分ひとつ意識してやはりやつてもらいたい。こういうふうに考えておるわけでありますので、ことにこれは労働基準局長の部門になるかと思ひます。たゞ出先の労働基準局の賃金関係の問題について、ハイヤー、タクシーの賃金関係は、たゞえ港湾関係にちなんだ見ても、港湾関係が船の運動性の性質上、常用工などにしあの臨時工といふものとの関係を持たなければ状態が効率的にならぬ、理屈上どうとかこうとかいう問題は抜きにして、現実的にそなだ思ひます。ハイヤー、タクシーの賃金体系といふものは、本給と水揚げに対する歩合関係の相関関係でありますけれども、やっぱりその関係においていろいろ歩合といふものと、それから本給といふものの関係を野放しにしてしまふとするといふと、やはり水揚げをかせぐにくたくたになってしまふ。そういう点からいうならば、産業交通事故だとか、そういう事故が起きてまいりますので、しかし、新潟の出先機関はうまくそういう点にやつぱり行政指導が、賃金体系について企業の中に入つて、一つの境界があり得るけれども、傾向としては、新潟の場合はおおむねつまり本俸といわゆる歩合給との関係はよかつたのだが、地震後いろいろ外の悪い例が流れ込んでしまふと、そこでそれを具体的な事象の上で受けとめられたのが新潟の都タクシーの結果になつてゐるので、十分やはり本俸の関係を行政指導しておりますと

このとおりです。たとえば「中小企業労働条件等の問題についての一応見解を承りたい……」
○政府委員(村上茂利君)　ただいま都タクシーの問題について、それに関連していろいろ御指摘がございました。労働諸条件の中で、特に中心になります賃金につきましては一番問題があるわけであります。タクシー等の特殊な産業形態をつとめておる面におきましては、歩合給制度といふものがかなり広範に採用されていることは御承知のとおりであります。しかしながら、出来高払い制につきましてはいろいろ弊害もござりますので、労働基準法の二十七条の規定におきましても、「出来高払制その他の請負制で使用する労働者については、云々と規定しております。一定額の賃金を保障しなければならない」という出来高払いにおける保証給の規定もあるわけであります。しかしながら、どのような比率を採用すべきかといふ点についてはいろいろ問題があるわけでござりますが、労働省といたしましては、六〇%の固定給をもつて指導の基準といたしまして指導してまいっております。新潟の都タクシーのケースにおきましては、先ほど先生の御指摘では七〇%といふ六〇%を上回る賃金支払い方法で協定したといふお話をございましたが、労働省の指導といたしましても、六〇%を上回るようにという指導をいたしておりますところでござります。これは都タクシーのみならず、タクシー、ハイヤー等につきましては、かねて労働基準監督行政としましても、重点の一つに取り上げて指導をしております。特にいま賃金の関係を申し上げた次第でございます。

○杉山善太郎君　それではいまの激甚災害法といふローカル色は一応抜きにしまして、一般論として、今度は中小企業、零細企業における労使関係をお尋ねをしておるわけであります。お教えをいただきわけであります。『労働政策の新展開』といふものを一応見せていただきましたが、その中で、たとえば『総合的中小企業労働対策の推進』といふことをござりますけれども、私がやはりお尋ねをしよ

ますので、ひとつ基準局長のほうからそういう問題についての一応見解を承りたい……。

○政府委員(村上茂利君)　ただいま都タクシーの問題について、それに関連していろいろ御指摘がございました。労働諸条件の中で、特に中心にな

りますので、たとえば「中小企業労働条件等の問題についての一応見解を承りたい……」
○政府委員(村上茂利君)　ただいま都タクシーの問題について、それに関連していろいろ御指摘がございました。労働諸条件の中で、特に中心にな

りますので、たとえば「中小企業労働条件等の問題についての一応見解を承りたい……」
○政府委員(村上茂利君)　ただいま都タクシーの問題について、それに関連していろいろ御指摘がございました。労働諸条件の中で、特に中心にな

りますので、たとえば「中小企業労働条件等の問題についての一応見解を承りたい……」
○政府委員(村上茂利君)　ただいま都タクシーの問題について、それに関連していろいろ御指摘がございました。労働諸条件の中で、特に中心にな

りますので、たとえば「中小企業労働条件等の問題についての一応見解を承りたい……」
○政府委員(村上茂利君)　ただいま都タクシーの問題について、それに関連していろいろ御指摘がございました。労働諸条件の中で、特に中心にな

うといふべき事と言つても、非常に問題ではないか。しかも、これははしょって申し上げますけれども、やはりたとえば現在中小零細企業といふ事業所は、全国的な規模の中では數にして四万数千から五万に近いと思うわけです。その関係におけるところの賃金関係労働者といふものは一千二百万をこえておると思う。しかし、いま総評、同盟会議、中立系を含めても、全部ワクの中にはまつてゐる人数は九百何万をこえているわけありますから、この広範な対象の労使関係といふものを一体どうするかといったような問題について、しかしこの新潟県の代表的なメリヤス、これは確かに日本的な主産地です。それから、三条といえば金物の主産地です。それから燕といえど代表的な洋食器の主産地であります。こういうような状態の中へ、もちろん出先機関においては、やはり労働省が、労政事務所なり基準局なり監督署ありますように見えますので、中小企業の労使関係といふ問題は、やはり国民経済をふんまえて、非常に重大問題ではないか、こういうふうに考えまして、きよみつは時間もありませんから、いずれ他日に譲りますがれども、総括して、やはりこれらの問題についてひとつお答えをいたきたいと思ひます。見解をいただきたい、こういうふうに思います。

○政府委員(三治重信君)

四十年度におきましても、

は、私たち中小企業の労働関係と申しますが、に

対しては、やはり地域的、あるいは産業別に、中小企業集団といふ名で、ことにその代表的なもの

は協同組合と考えておりますが、それを四百ヵ所選んで、そして府県がこのわれわれの出先機関のいわゆる労政、基準、職安、婦人といふものを

一体として、そういう集団に対して総合的な指導体制をとろうといふやうなことで、一ヵ所約百万円の事業費で、これに対し国と県と合わせて五十万円の補助金をつけて、そして労務改善事業と

いうものをやらして、それがいわゆる改善計画をこえておると思う。しかし、いま総評、同盟会議、中立系を含めても、全部ワクの中にはまつてゐる人数は九百何万をこえているわけでありますから、この広範な対象の労使関係といふものを

いかにして改善計画を押し進めていきたいというふうに考えております。そうして、その中身の事業計画が、いま先生がお読みになりましたいろいろのことを羅列しております、それを全部が全部どの企業集団にもやらすとして、そ

の各企業集団で、そういう広範囲の中で特に重点を置いてやりたいという幾点かを選び出させまし

て、それを計画的にやっていくように指導していきたい、そういうふうな、いわゆる自力で業者が

団体を組んで改善計画をつくっていく、それに対する

労働省の出先機関が一体となつて指導していく、さらに、その指導なりそういうものについて

の、何といいますか、承認関係につきましては、県段階におきまして学識経験者として関係者も

入つていただきてこの事業の推進に役立たしていきたいというふうに考えて、目下府県とこういう

地区の選定並びにその予算措置を早急にとるよう連絡して、大体現在のところで、私たちは四十年

度において四百企業集団について実施できるといふふうな確証をほぼ得ておる段階でございます。

○政府委員(村上茂利君)

ちょっとと経過なり、やつてまいりましたことを御参考までに申し上げ

ます、いま労政局長が申されました内容は、昭和四十一年度から新しく展開する施策でございます。

先生がお持ちの資料もそれに関連するものでござります。しかしながら、この段階でございます

に、つまり今までの行なつてしまつました点につきましては、昭和四十一年度からは府県に

従来の私どもの行なつてしまつました点につきましては、昭和四十一年度から新しく展開する施策でございます。

○杉山善太郎君

もう一点だけ。いま基準局長が申し上げました

中であるといふことが現状でございます。

○政府委員(三治重信君)

言われました都道府県中小企業労働対策協議会の構成といふものは、大体どういうふうに概念的に

考えておられるわけですか。

○杉山善太郎君

もう一点だけ。いま基準局長がおられることは

なかあるといふことが現状でございます。

○政府委員(三治重信君)

は、標準工賃制度をさらに拡大するといったよ

ういふうにして、やはり中小企業に対する労務

関係の改善計画を行なつてまいつたそ

の過程におきまして、就業規則は形式的じやない

務改善計画といふものを提出してもらつて、そ

の企画は、それから選定された企業集団から労

使の指導、それから実行上の指導といふものに

ついて総合的な計画立案をやっていただく、そ

の企業集団にもやらすといふのではなくして、そ

の各企業集団で、そういう広範囲の中で特に重点

を置いてやりたいといふ幾点かを選び出させまし

て、それを計画的にやってくように指導してい

きたい、そういうふうな、いわゆる自力で業者が

団体を組んで改善計画をつくっていく、それに対する

労働省の出先機関が一体となつて指導していく、

く、さらに、その指導なりそういうものについて

の、何といいますか、承認関係につきましては、

県段階におきまして学識経験者として関係者も

入つていただきてこの事業の推進に役立たしてい

きたいといふうに考えて、目下府県とこういう

地区の選定並びにその予算措置を早急にとるよう

連絡して、大体現在のところで、私たちは四十年

度において四百企業集団について実施できるといふふうな確証をほぼ得ておる段階でございます。

○政府委員(村上茂利君)

ちょっとと経過なり、やつてまいりましたことを御参考までに申し上げ

ます、いま労政局長が申されました内容は、昭和四十一年度から新しく展開する施策でございます。

○杉山善太郎君

もう一点だけ。いま基準局長がおられることは

なかあるといふことが現状でございます。

○政府委員(三治重信君)

は、標準工賃制度をさらに拡大するといつたよ

ういふうにして、やはり中小企業に対する労務

関係の改善計画を行なつてまいつたそ

の過程におきまして、就業規則は形式的じやない

務改善計画といふものを提出してもらつて、そ

の企画は、それから選定された企業集団から労

使の指導、それから実行上の指導といふものに

ついて総合的な計画立案をやっていただく、そ

の企業集団にもやらすといふのではなくして、そ

の各企業集団で、そういう広範囲の中で特に重点

を置いてやりたいといふ幾点かを選び出させまし

て、それを計画的にやってくように指導してい

きたいといふうに考えて、目下府県とこういう

地区の選定並びにその予算措置を早急にとるよう

連絡して、大体現在のところで、私たちは四十年

度において四百企業集団について実施できるといふふうな確証をほぼ得ておる段階でございます。

○政府委員(村上茂利君)

ちょっとと経過なり、やつてまいりましたことを御参考までに申し上げ

ます、いま労政局長が申されました内容は、昭和四十一年度から新しく展開する施策でございます。

○杉山善太郎君

もう一点だけ。いま基準局長がおられることは

なかあるといふことが現状でございます。

○政府委員(三治重信君)

は、標準工賃制度をさらに拡大するといつたよ

ういふうにして、やはり中小企業に対する労務

関係の改善計画を行なつてまいつたそ

の過程におきまして、就業規則は形式的じやない

務改善計画といふものを提出してもらつて、そ

の企画は、それから選定された企業集団から労

使の指導、それから実行上の指導といふものに

ついて総合的な計画立案をやっていただく、そ

の企業集団にもやらすといふのではなくして、そ

の各企業集団で、そういう広範囲の中で特に重点

を置いてやりたいといふ幾点かを選び出させまし

て、それを計画的にやってくように指導してい

きたいといふうに考えて、目下府県とこういう

地区の選定並びにその予算措置を早急にとるよう

連絡して、大体現在のところで、私たちは四十年

度において四百企業集団について実施できるといふふうな確証をほぼ得ておる段階でございます。

○政府委員(村上茂利君)

ちょっとと経過なり、やつてまいりましたことを御参考までに申し上げ

ます、いま労政局長が申されました内容は、昭和四十一年度から新しく展開する施策でございます。

○杉山善太郎君

もう一点だけ。いま基準局長がおられることは

なかあるといふことが現状でございます。

○政府委員(三治重信君)

は、標準工賃制度をさらに拡大するといつたよ

ういふうにして、やはり中小企業に対する労務

関係の改善計画を行なつてまいつたそ

の過程におきまして、就業規則は形式的じやない

務改善計画といふものを提出してもらつて、そ

の企画は、それから選定された企業集団から労

使の指導、それから実行上の指導といふものに

ついて総合的な計画立案をやっていただく、そ

の企業集団にもやらすといふのではなくして、そ

の各企業集団で、そういう広範囲の中で特に重点

を置いてやりたいといふ幾点かを選び出させまし

て、それを計画的にやってくように指導してい

きたいといふうに考えて、目下府県とこういう

地区の選定並びにその予算措置を早急にとるよう

連絡して、大体現在のところで、私たちは四十年

度において四百企業集団について実施できるといふふうな確証をほぼ得ておる段階でございます。

○政府委員(村上茂利君)

ちょっとと経過なり、やつてまいりましたことを御参考までに申し上げ

ます、いま労政局長が申されました内容は、昭和四十一年度から新しく展開する施策でございます。

○杉山善太郎君

もう一点だけ。いま基準局長がおられることは

なかあるといふことが現状でございます。

○政府委員(三治重信君)

は、標準工賃制度をさらに拡大するといつたよ

ういふうにして、やはり中小企業に対する労務

関係の改善計画を行なつてまいつたそ

の過程におきまして、就業規則は形式的じやない

務改善計画といふものを提出してもらつて、そ

の企画は、それから選定された企業集団から労

使の指導、それから実行上の指導といふものに

ついて総合的な計画立案をやっていただく、そ

の企業集団にもやらすといふのではなくして、そ

の各企業集団で、そういう広範囲の中で特に重点

を置いてやりたいといふ幾点かを選び出させまし

て、それを計画的にやってくように指導してい

きたいといふうに考えて、目下府県とこういう

地区の選定並びにその予算措置を早急にとるよう

連絡して、大体現在のところで、私たちは四十年

度において四百企業集団について実施できるといふふうな確証をほぼ得ておる段階でございます。

○政府委員(村上茂利君)

ちょっとと経過なり、やつてまいりましたことを御参考までに申し上げ

ます、いま労政局長が申されました内容は、昭和四十一年度から新しく展開する施策でございます。

○杉山善太郎君

もう一点だけ。いま基準局長がおられることは

なかあるといふことが現状でございます。

○政府委員(三治重信君)

は、標準工賃制度をさらに拡大するといつたよ

ういふうにして、やはり中小企業に対する労務

関係の改善計画を行なつてまいつたそ

の過程におきまして、就業規則は形式的じやない

務改善計画といふものを提出してもらつて、そ

の企画は、それから選定された企業集団から労

使の指導、それから実行上の指導といふものに

ついて総合的な計画立案をやっていただく、そ

の企業集団にもやらすといふのではなくして、そ

の各企業集団で、そういう広範囲の中で特に重点

を置いてやりたいといふ幾点かを選び出させまし

て、それを計画的にやってくように指導してい

きたいといふうに考えて、目下府県とこういう

地区の選定並びにその予算措置を早急にとるよう

連絡して、大体現在のところで、私たちは四十年

度において四百企業集団について実施できるといふふうな確証をほぼ得ておる段階でございます。

○政府委員(村上茂利君)

ちょっとと経過なり、やつてまいりましたことを御参考までに申し上げ

ます、いま労政局長が申されました内容は、昭和四十一年度から新しく展開する施策でございます。

○杉山善太郎君

もう一点だけ。いま基準局長がおられることは

なかあるといふことが現状でございます。

○政府委員(三治重信君)

は、標準工賃制度をさらに拡大するといつたよ

ういふうにして、やはり中小企業に対する労務

関係の改善計画を行なつてまいつたそ

の過程におきまして、就業規則は形式的じやない

務改善計画といふものを提出してもらつて、そ

の企画は、それから選定された企業集団から労

使の指導、それから実行上の指導といふものに

ついて総合的な計画立案をやっていただく、そ

の企業集団にもやらすといふのではなくして、そ

の各企業集団で、そういう広範囲の中で特に重点

を置いてやりたいといふ幾点かを選び出させてお

る。必ずいわゆる学識経験者といふ名で任命する

のだ、その中に必ず組合側として経営側代表を一、

二名、組合側の代表者を一、二名として推薦を求

めることだといふうには指導しておりません

。これは、各企業の経営者の能力といふもので見て、経営側代表者と組合側代表者は、必ずいわゆる学識経験者といふ名で任命する

のだ、その中に必ず組合側として経営側代表を一、

二名、組合側の代表者を一、二名として推薦を求

めることだといふうには指導しておりません

。これは、各企業の経営者の能力といふもので見て、経営側代表者と組合側代表者は、必ずいわゆる学識経験者といふ名で任命する

のだ、その中に必ず組合側として経営側代表を一、

二名、組合側の代表者を一、二名として推薦を求

めることだといふうには指導しておりません

。これは、各企業の経営者の能力といふもので見て、経営側代表者と組合側代表者は、必ずいわゆる学識経験者といふ名で任命する

のだ、その中に必ず組合側として経営側代表を一、

二名、組合側の代表者を一、二名として推薦を求

めることだといふうには指導しておりません

。これは、各企業の経営

を求めて任命したいがどうかというところもござります。それから、自分のところはそうするといふと、企業集団でもまだおそいか、したがつて、組合の方が一々口を出されちゃかなわぬというところもあるから、その点は一律に指導しないでほしいという意見はございますが、その点は、あくまで人選につきましては、そういう県内の事情によつてその人選のやり方についてはニユアンスがあつてもけつこう、しかし、あくまでそれは利益代表者を出すのだといふ、その利益代表者を任命して、それと役所側との協議をやるのだといふうには考えないで出発したほうがスムーズにいくのではないか。これはあくまでやはり行政機関の指導といいますか、ある程度実際上の行政機関にかわるような協議機関でございますので、その点は審議会と違つたてまえをとりたいといふ方に考えております。したがつて、労働組合の代表が、ただ名前だけ学識経験者として必ず入るのだといふ保証はない。ただ、労働組合の指導者でも、そういう中小企業の労務改善に深い経験者として人格識見を持つ受け入れたいということならばけつこうであるというふうにしておりまして、その点は審議会の三者構成とは違いまして、行政機関の諮問機関でもない、半ば協議機関といふうなかつこう、ただ、それが中小企業の総合的な指導に当たるといふことで、やはり役人ばかりが集まるよりか、その関係者の代表を学識経験のある人を選任して、そういう人たちの意見や協力を得たほうがなおスマートにいくのではないかというふうに、学識経験者を三名ないし五名を入れなさいとで、学識経験者を三名ないし五名を入れなさいとおきますが、お答えいただかなくても――大臣は、どちらにいっても五十歩百歩同じじやないかと言つて下がりましたが、このやりとりといふ問題についても、やはり非常に畠が大きく、どこがつかみどころかわからぬようだ、これからうまくやろうという、そういう一つの状態だと思ひますので、広範な労使関係、中小零細企業の労

使慣行といふものにやはり今度前向きで取り組むということについては、どうか大臣にも局長さんからも伝えていただけると思いますが、政務次官がよくこの場のあれをひとつ話していただきたいということを要望しておきます。

○政府委員(始岡伊平君) 御趣旨はよくわかりましたので、大臣にも伝えて善処したいと思います。

○委員長(藤田藤太郎君) 他に御発言もなければ、本件に関する質疑は、本日はこの程度にとどめたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議なければ、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会します。

午後三時十三分散会

第七十七条第一項中	
「五年以上三年未満」	「四、四〇〇円」
「五年以上二年未満」	「二、〇〇〇円」
「六年以上七年未満」	「一、五、六〇〇円」
「三年以上四年未満」	「一、三、一〇〇円」
「四年以上五年未満」	「一、四、四〇〇円」
「五年以上六年未満」	「一、五、〇〇〇円」
「六年以上七年未満」	「一、五、六〇〇円」
「七年以上八年未満」	「一、五、一〇〇円」
「八年以上九年未満」	「一、五、二〇〇円」
「九年以上十年未満」	「一、五、三〇〇円」
「十年以上五年未満」	「一、四、四〇〇円」
「五年以上七年未満」	「一、五、〇〇〇円」
「六年以上九年未満」	「一、五、六〇〇円」
「七年以上九年未満」	「一、五、一〇〇円」
「八年以上九年未満」	「一、五、二〇〇円」
「九年以上九年未満」	「一、五、三〇〇円」

第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額」を「控除額に相当する額」に改める。

第六十七条第二項第一号中「二十万円」を「二十二万円」に、「三万円」を「四万円」に改める。

第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額」を「控除額に相当する額」に改める。

第七十九条の二第三項中「一万三千二百円」を「一万五千六百円」に改める。

附則第九条の三中「一万五千六百円」を「一万八千円」に改める。

一、国民年金法等の一部を改正する法律案

一、精神衛生法の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「一万三千二百円」を「一万五千六百円」に改める。

第五十八条中「二万一千六百円」を「二万四千円」に改める。

第六十二条中「一万五千六百円」を「一万八千円」に改める。

第六十五条第五項中「八万円」を「十万二千五百円」に改め、同条第六項中「二十万円」を「二十二万円」に改め、同条第十項中「四十万円」を「四十三万円」に改め、同条第十一項第一号中「別表第一号から第八号まで」の下に「又は第十号」を加え、同項第二号中「以下第四号」を「次号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第五条中「千円」を「千二百円」に改める。

第七条中「二十万円」を「二十二万円」に改め、重複を除く。」を削り、「三万円」を「四万円」に改める。

第三条 重度精神薄弱児扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条中「千円」を「千二百円」に改める。

第七条中「二十万円」を「二十二万円」に改め、重複を除く。」を削り、「三万円」を「四万円」に改める。

第九条中「四十万円」を「四十三万円」に改め、同法第十一条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額」を「控除額に相当する額」に改める。

第九条中「二十万円」を「二十二万円」に、

「三百円」を「四万円」に改める。

第十二条中「四十万円」を「四十三万円」に、「一千円」を「千二百円」に、「一千七百円」を「千九百円」に改める。

第九条中「二十万円」を「二十二万円」に、

「三万円」を「四万円」に改める。

第十二条中「四十万円」を「四十三万円」に、「二十二万円」に改め、「重度精神薄弱児扶養手当法」を「三万円」を「四万円」に改める。

第六十六条第二項中「四十万円」を「四十三万円」に、「控除額と同法第十一条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額」を「控除額に相当する額」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第一条规定中國民年金法別表の改正規定及び第二条中兒童扶養手当法第三条第一項の改正規定は昭和四十年八月一日から、第一条中國民年金法第五十八条第六十二条及び第七十九条の二第三項の改正規定は同年九月一日から施行する。
(障害年金の支給要件に関する経過措置)

第二条 初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、国民年金法第三十条第一項第一号の要件に該当し、新たに発した傷病に係る廃疾認定日が昭和四十年八月一日前であり、かつ、同日において前後の廃疾を併合してこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態(この法律による改正前の同法別表に定める程度の廃疾の状態を除く。以下同じ。)にあるときは、同法第三十条第二項本文の規定にかかるわらず、その者に同条の障害年金を支給する。ただし、二十歳に達する日前におけるその傷病に係る初診日において同法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者については、この限りでない。

2 昭和十六年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において二十歳に達する者)については、前項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十六年四月一日」と読み替えるものとする。
(母子年金及び準母子年金の改定)

第三条 昭和四十年八月一日において、母子年金又は準母子年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第三十七条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第四十一条の二第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあるもの(その母子年金又は準母子年金の支給の要件とおり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。)が、昭和四十年八月一日において同法第四十一条の二第二項において国民年金法第四十一条の二第一項第一号の要件に該当し、かつ、死亡者の死亡の当时その死亡者によつて生計を維持した女子(前条に規定する祖母又は姉を除く)が、昭和四十年八月一日において同法第四十一条の二第二項に規定する準母子年金、准母子年金、遺児年金、障害福祉年金、母子福祉年金、准母子福祉年金及び老齢福祉年金の額について、なほ従前の例による。

(障害福祉年金の支給要件に関する経過措置)

第四条 夫(届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の死亡日の前日において国民年金法第三十七条第一項第一号の要件に該当し、かつ、夫の死亡の当时夫によつて生計を維持した妻(届出をしていないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であつて前条に規定する妻以外のものが、昭和四十年八月一日において夫によつて生計を維持した者に該当するもの(夫の死又は妻の子であつてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの(夫の死亡の当时夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、同法第三十七条第一項本文の規定にかかるわらず、その者に同条の母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)となつてゐるが、事実上養子縁組關係と同様の事情にある者を含む。以下同

二 妻が、現に婚姻(届出をしていないが、事実上養子縁組關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)となつてゐるとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る。)。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているが、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき(夫の死亡後に婚姻をし、又は離縁をした場合に限る。)。

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡日の前日に婚姻をしているか又は養子となつてゐるとき(父又は母の死亡後に婚姻をし、又は離縁をした父又は母の子となつてゐるとき)。

3 現に母又は父と生計を同じくしているとき。

2 前項の場合において、同項の子以外の子で、婚姻をし又は養子となつた場合に限る。昭和四十年八月一日において当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を有するものがあるときは、同年九月から、その子の遺児年金の額を国民年金法第四十四条第一項に規定する額に改定する。

3 第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡につき昭和四十年八月一日前に国民年金法第五十二条の二の規定による死亡一時金の請求をした場合においても、なお同法第五十二条の五の規定により遺児年金を選択することができる。

(母子年金及び準母子年金の支給要件に関する経過措置)

第四条 夫(届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の死亡日の前日において国民年金法第三十七条第一項第一号の要件に該当し、かつ、夫の死亡の当时夫によつて生計を維持した妻(届出をしていないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であつて前条に規定する妻以外のものが、昭和四十年八月一日において夫によつて生計を維持した者に該当するもの(夫の死又は妻の子であつてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの(夫の死亡の当时夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、同法第三十七条第一項本文の規定にかかるわらず、その者に同条の母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつた場合に限る。)。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(その死者的の死亡後に養子となつた場合に限る。)。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているが、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき(夫の死亡後に婚姻をし、又は離縁をした場合に限る。)。

2 前項の場合において、同項の子以外の子で、婚姻をし又は養子となつた場合に限る。昭和四十年八月一日において当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を有するものがあるときは、同年九月から、その子の遺児年金の額を国民年金法第四十四条第一項に規定する額に改定する。

3 第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡につき昭和四十年八月一日前に国民年金法第五十二条の二の規定による死亡一時金の請求をした場合においても、なお同法第五十二条の五の規定により遺児年金を選択することができる。

文の規定にかかるわらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(その死者的の死亡後に養子となつた場合に限る。)。

第六条 昭和四十年九月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金の受給権を取得し、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八条第六十二条(同法第六十四条の四において準用する場合を含む。)又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十年八月一日において、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第六十二条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第六十四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態(この法律による改正前の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。)と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正前の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態(この法律による改正前の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。)と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

2 前項の場合において、同項の子以外の子で、婚姻をし又は養子となつた場合に限る。昭和四十年八月一日において当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を有するものがあるときは、同年九月から、その子の遺児年金の額を国民年金法第四十四条第一項に規定する額に改定する。

3 第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡につき昭和四十年八月一日前に国民年金法第五十二条の二の規定による死亡一時金の請求をした場合においても、なお同法第五十二条の五の規定により遺児年金を選択することができる。

第七条 昭和四十年八月以前の月分の母子年金、準母子年金、遺児年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額について、なほ従前の例による。

第八条 明治二十八年八月三日から昭和二十年八月一日までの間に生まれた者(昭和四十年八月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者)

が、廃疾認定日が昭和四十年八月一日前である傷病(初診日において国民年金法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者の傷病を除く。)により、同日においてこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、同法第五十六条第一項本文の規定にかかるらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。ただし、診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日)以後である二以上の傷病により廃疾の状態にある者であつて、これらの傷病による廃疾認定日が昭和四十年八月一日前であるものについては、この限りでない。

もの（昭和四十年八月一日において二十歳をとる者）が、昭和四十年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の国民年金法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後で二十歳未満であるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る）と生計を同じくするときは、同法第六十一条第一項本文の規定にかかるわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者との養子となつているとき（夫の死亡後に妻子となつた場合に限る。）。

3
の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死^レ者の死亡後に婚姻をなし、又は養子となつた場合に限る)。
前二項の規定は、死亡者の死亡日が昭和三十六年四月一日以後である妻又は女子については、死亡者の死亡日において次の各号の要件に該当したものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳を越えた者)については、この限りでない。

一 被保険者であつた者については、死亡者の死亡日の前日において国民年金法第六十一条第二項第二号又は第六十四条の三第一項第二号にそれぞれ該当しなかつたこと。

二 被保険者でなかつた者については、死亡者

定を適用する場合を含む。及び第六十七条第二項（同法第七十九条の二第六項においてこれら の規定を準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十九年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年 金の支給の停止について適用し、昭和三十八年以前の年の所得によるこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

この法律による改正後の国民年金法附則第九条の三の規定は、昭和四十年九月以降の月分の母子年金及び準母子年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受けることができる者があることによる支給の停止については、なお従前の例による。

(障害福祉年金等の支給停止に関する経過措置)
第十条 この法律による改正後の国民年金法第六十五条第五項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金についての受給権者が同法第六十五条第五項に規定する給付を受けることができるによる。
第二項(同法第七十九条の二第六項においてこれららの規定を準用する場合を含む。)の規定による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の同法別表の規定は、昭和四十年九月以降の月分のこれらの福祉年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの福祉年金については、なお従前の例による。
この法律による改正後の国民年金法第六十五条第六項(同条第三項の規定)

(児童扶養手当の支給の制限等に因る経過措置)

第十二条 児童扶養手当法第九条の規定による手当の支給の制限及び同法第十三条第二項の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の同法第三条第一項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

この法律による改正後の児童扶養手当法第九条、第十一条(同法第十二条の規定を適用する場合及び同法第十三条第二項第三号において例による場合を含む)及び同法第十三条第二項の規定は、昭和三十九年以降の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還について適用し、昭和三十八年以前の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

(母子福祉年金及び満母子福祉年金の支給要件
に関する経過措置)

(重度精神薄弱児扶養手当の額に関する経過措置)

第十三条 この法律による改正後の重度精神薄弱児扶養手当法(以下「手当法」という。)第五条の規定は、昭和四十年九月以降の月分の重度精神薄弱児扶養手当(以下「手当」という。)について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

(重度精神薄弱児扶養手当の支給の制限等に関する経過措置)

第十四条 手当法第七条の規定による手当の支給の制限及び同法第十一条第二項の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の児童扶養手当法第三条第一項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の手当法第七条、第九条(同法第十条の規定を適用する場合及び同法第十一条第二項第三号において例による場合を含む。)及び同法第十二条第二項の規定は、昭和三十九年以降の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還について適用し、昭和三十八年以前の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

(重度精神薄弱児扶養手当の支給に関する特例)

第十五条 手当法に規定する重度精神薄弱児が、昭和四十一年八月一日において、附則第三条、附則第四条、附則第六条第二項又は附則第九条の規定により、新たに国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金(以下「母子年金等」という。)の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつた場合において、次項第一号イの額が同号ロの額をこえるときは、当該重度精神薄弱児を監護し、又は養育する者が引き続き当該重度精神薄弱児を監護し、又は養育する場合、その者に対する同年九月以降の月分の手当について

は、当該重度精神薄弱児は、手当法第四条第三項第五号に該当しないものとみなし、当該母子年金等のうち母子年金又は準母子年金は、同条

第四項第三号に規定する公的年金給付でないものとみなす。ただし、当該母子年金等の支給が引き継ぎ行われる間に限る。

2 前項の規定の適用により重度精神薄弱児を監護し、又は養育する者に支給する手当の額は、手当法第五条の規定にかかるわらず、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算した額とする。

一 イの額からロの額を控除した額

イ この法律による国民年金法及び手当法の改正がないものとした場合において、昭和四十年九月分として支払われることとなる当該母子年金等の額と同月分として支払われることとなる当該手当の額との合算額

ロ 昭和四十一年九月分として支払われることとなる当該母子年金等の額と重度精神薄弱児(当該母子年金等の額と同月分として支払われることとなる当該手当の額との合算額)

3 改正がなされた場合において、昭和四十年九月分として支払われることとなる当該母子年金等の額と同月分として支払われることとなる当該手当の額との合算額

4 二 重度精神薄弱児(当該重度精神薄弱児を除く。)の数に応じて、この法律による改正後の手当法の規定により計算して得た同月分の手当の額と手当法の規定により計算して得た昭和四十年九月分の手当の額

5 二 重度精神薄弱児扶養手当の支給に関する特例

第十六条 国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第八十七号)の一部を次のようにより改正する。

附則第八条第三項中「第六十四条」を「第六十四条の三」に改める。

附則第九条第五項及び附則第十条第四項を削除する。

目次

第一章 総則(第一条~第三条)
第二章 施設(第四条~第十二条)
第三章 精神衛生法(昭和三十五年法律第百二十三号)
第四章 精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会(第十三条~第十七条)
第五章 医療及び保護(第二十条~第五十一条)

の翌月以降の月分の手当については、第一項の規定を適用しない。

第五章 医療及び保護(第二十条~第五十一条)

附則

第四条第一項中「厚生大臣の承認を得て」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第五条第二項及び第三項を削る。

第七条を次のように改める。

(精神衛生センター)

第七条 都道府県は、精神衛生の向上を図るために、精神衛生センターを設置することができる。

2 精神衛生センターは、精神衛生に関する知識の普及を図り、精神衛生に関する調査研究を行う、前項の規定による手当の額を、その重度精神薄弱児を第二項第一号に規定する額の計算の基礎に入れないで同項の規定の例により計算した額に改定する。

6 前項に規定する重度精神薄弱児が手当の額の計算の基礎とならなくなつたときは、その計算の基礎となる日から、前項の規定による手当の額を、その重度精神薄弱児を第二項第一号に規定する額の計算の基礎に入れないで同項の規定の例により計算した額に改定する。

(国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正)

7 第十二条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に、「その指定の承認」を「その指定」に改める。

第八条中「又は指定市」を削る。

第十三条の見出しを「(指定の取消し)」に改め、同条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に、「その指定の承認」を「その指定」に改める。

第十二条中「精神衛生相談所」を「精神衛生センター」に改める。

「第三章 精神衛生審議会」を「第三章 精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会」に改める。

第十三条の見出しを「(精神衛生審議会)」に改める。

第十四条の見出しを「(委員及び臨時委員)」に改め、同条に次の二項を加える。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十六条の次に次の二条を加える。

第十六条の見出しを「(精神衛生診査協議会)」に改め、同条に次の二条を加える。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十六条の次に次の二条を加える。

第十六条の見出しを「(精神衛生診査協議会)」に改め、同条に次の二条を加える。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十六条の見出しを「(精神衛生診査協議会)」に改め、同条に次の二条を加える。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十六条の見出しを「(精神衛生診査協議会)」に改め、同条に次の二条を加える。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

都道府県知事が任命する。

3 委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く）の任期は、二年とする。

4 委員は、非常勤とする。

第十七条の見出しを「厚生省令又は条例への委任」に改め、同条中「省令」を「厚生省令」に改め、同条に次の二項を加える。

2 精神衛生診査協議会の運営に関する必要な事項は、条例で定める。

第二十三条第二項第二号中「現在場所」の下に「居住地」を加える。

二十四条を次のように改める。

第二十三条第二項第二号中「現在場所」の下に「居住地」を加える。

二十四条を次のように改める。

（警察官の通報）

第二十四条 警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

第二十五条中「精神障害のある被疑者について」を「精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について」に改め、「又は精神障害のある被告人について」を削り、「確定したとき」の下に「その他特に必要があると認めるとき」を加える。

第二十五条の二 保護観察所の長は、保護観察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知ったときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

第二十六条の二 精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）の管理者は、入院中の精神障害者であつて、第二十九条第一項の要件に該当すると認められるものから退院の申出があつたときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第二十六条の次に次の二項を加える。

（精神病院の管理者の届出）

第二十六条の二 精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）の管理者は、入院中の精神障害者であつて、第二十九条第一項の要件に該当すると認められるものから退院の申出があつたときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

府県知事に届け出なければならない。

第二十七条第一項中「前四条の規定により申請又は通報」を「前六条の規定による申請、通報又は届出」に改める。

第二十七条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの調査を行なうことを求めることができる。

第二十七条第四項から第六項までの規定は、四十八時間をこえることができない。

3 第一項の規定による入院の期間は、四十八時を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明確である者については、前六条の規定による申請、通報又は届出がない場合においても、精神衛生鑑定医をして診療をさせることができる。

3 第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定により入院する者の収容について適用する。

4 第二十七条第四項から第六項までの規定は、四十八時間をこえることができない。

3 第一項の規定による入院の期間は、四十八時を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明確である者については、前六条の規定による申請、通報又は届出がない場合においても、精神衛生鑑定医をして診療をさせることができる。

3 第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定により入院する者の収容について適用する。

4 第二十九条第一項に規定する精神病院又は指定病院の管理者は、前条第一項の規定により入院した者について、都道府県知事から、第二十九条第一項の規定による入院措置をとらない旨の通知を受けたとき、又は前条第三項の期間内に第二十九条第一項の規定による入院措置をとらぬ旨の通知がないときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

5 第二十九条第一項に規定する精神病院法の下に「又は次条第一項」を加え、同条第四項中「精神病院法」の下に「(大正八年法律第二十号)」を加える。

第二十九条の三中「第二十九条の二第一項」を加え、同条を第二十九条の七とする。

第二十九条の三中「第二十九条」の下に「第一項及び第二十九条の二第一項」を加え、同条を第二十九条の六とする。

第二十九条の二第一項中「前条」を「第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項」に改め、同条を第二十九条の六とする。

第二十九条の二第一項に規定する精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

第二十九条の四 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくともその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

第二十九条の五 措置入院者を収容している精神病院の管理者の意見を聞くものとする。

第二十九条の二 都道府県知事は、前条第一項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、前三条の規定による手続をとることができない場合において精神衛生鑑定医をして診療をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれがあると認めたと

きは、その者を前条第一項に規定する精神病院

又は指定病院に入院させることができる。

3 措置入院者又はその保護義務者は、都道府県知事に対し、入院を継続しなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの調査を行なうことを求めることができる。

第二十九条第一項及び第三十一條中「第二十九条」の下に「第一項及び第二十九条の二第一項」を加える。

3 第一項の規定による入院の期間は、四十八時をこえることができない。

4 第二十九条第一項から第六項までの規定は、四十八時間をこえることができない。

3 第一項の規定による入院の期間は、四十八時を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明確である者については、前六条の規定による申請、通報又は届出がない場合においても、精神衛生鑑定医をして診療をさせることができる。

3 第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定により入院する者の収容について適用する。

4 第二十九条第一項に規定する精神病院又は指定病院の管理者は、前条第一項の規定により入院した者について、都道府県知事から、第二十九条第一項の規定による入院措置をとらない旨の通知を受けたとき、又は前条第三項の期間内に第二十九条第一項の規定による入院措置をとらぬ旨の通知がないときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

5 第二十九条第一項に規定する精神病院法の下に「又は次条第一項」を加え、同条第四項中「精神病院法」の下に「(大正八年法律第二十号)」を加える。

第二十九条の三中「第二十九条の二第一項」を加え、同条を第二十九条の七とする。

第二十九条の三中「第二十九条」の下に「第一項及び第二十九条の二第一項」を加え、同条を第二十九条の六とする。

第二十九条の二第一項中「前条」を「第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項」に改め、同条を第二十九条の六とする。

第二十九条の二第一項に規定する精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

第二十九条の五 措置入院者を収容している精神病院の管理者の意見を聞くものとする。

第二十九条の二 都道府県知事は、前条第一項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、前三条の規定による手続をとることができない場合において精神衛生鑑定医をして診療をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院

する報告を求め、又は精神衛生鑑定医をして措

置入院者を診察させることができる。

3 措置入院者又はその保護義務者は、都道府県知事に対し、入院を継続しなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの調査を行なうことを求めることができる。

第二十九条第一項及び第三十一條中「第二十九条」の下に「第一項及び第二十九条の二第一項」を加える。

3 第一項の規定による入院の期間は、四十八時をこえることができない。

4 第二十九条第一項から第六項までの規定は、四十八時間をこえることができない。

3 第一項の規定による入院の期間は、四十八時を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明確である者については、前六条の規定による申請、通報又は届出がない場合においても、精神衛生鑑定医をして診療をさせることができる。

3 第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定により入院する者の収容について適用する。

4 第二十九条第一項に規定する精神病院又は指定病院の管理者は、前条第一項の規定により入院した者について、都道府県知事から、第二十九条第一項の規定による入院措置をとらない旨の通知を受けたとき、又は前条第三項の期間内に第二十九条第一項の規定による入院措置をとらぬ旨の通知がないときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

5 第二十九条第一項に規定する精神病院法の下に「又は次条第一項」を加え、同条第四項中「精神病院法」の下に「(大正八年法律第二十号)」を加える。

第二十九条の三中「第二十九条の二第一項」を加え、同条を第二十九条の七とする。

第二十九条の三中「第二十九条」の下に「第一項及び第二十九条の二第一項」を加え、同条を第二十九条の六とする。

第二十九条の二第一項中「前条」を「第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項」に改め、同条を第二十九条の六とする。

第二十九条の二第一項に規定する精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

第二十九条の五 措置入院者を収容している精神病院の管理者の意見を聞くものとする。

第二十九条の二 都道府県知事は、前条第一項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、前三条の規定による手続をとることができない場合において精神衛生鑑定医をして診療をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院

できる者については、第一項の規定は、適用しない。

第三十二条の次に次の三条を加える。

(費用の請求 審査及び支払)

第三十二条の二 前条第一項の病院若しくは診療所又は薬局は、同項の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。

2 都道府県は、前項の費用を当該病院若しくは診療所又は薬局に支払わなければならない。

3 都道府県は、第一項の請求についての審査及び前項の費用の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金その他政令で定める者に委託することができる。

(費用の支弁及び負担)

第三十二条の三 国は、都道府県が第三十二条第一項の規定により負担する費用を支弁したときはは、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、その二分の一を補助する。

(他の法律による医療に関する給付との調整) 第三十二条の四 第三十二条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、労働者災害補償保険法(昭和二十年法律第五十号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による被保険者、労働者、組合員又は被扶養者は、これらの法律の規定によつてすべき給付の部分については、給付をすることを要しない。

2 第三十二条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の規定による医療扶助を

受けることができる者は、その医療

に要する費用は、都道府県が同項の規定によりその二分の一を負担し、その残部につき同法の適用があるものとする。

第三十三条及び第三十四条中「長」を「管理者」に改める。

第三十六条第一項中「長」を「管理責任者」に改め、同項第五号中「又は仮入院」を削る。

第三十七条第一項中「前条の届出があつた場合において調査の上」及び「又は仮入院」を削り、「長」を「管理者」に改める。

第三十八条中「長」を「管理者」に改め、「又は仮入院中」を削る。

第三十九条中「長」を「管理者」に改め、「又は仮入院中」を削り、「求めることができること」を加える。

第四十条の見出しを「(仮退院)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の病院長」を

「第二十九条第一項に規定する精神病院又は指定病院の管理者」に、「入院中の精神障害者」を

「措置入院者」に改め、同項を同条とする。

第四十一条中「前条の規定により退院又は仮退院する者」を「第二十九条の三若しくは第二十九条の四の規定により退院する者又は前条の規定により仮退院する者」に、「精神病院の長」を「精神

害者を保護するのに適当な場所に、保護するこ

とができる。

第四十二条の見出しを「(假退院)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の病院長」を

「第二十九条第一項に規定する精神病院又は指定病院の管理者」に、「入院中の精神障害者」を

「措置入院者」に改め、同項を同条とする。

第四十三条を削る。

第四十四条から第四十七条までを次のように改める。

第四十四条から第四十七条まで 削除

第四十八条第一項中「第四十三条の規定による保護拘束を行なう場合の外は」を「精神障害者は」に、「精神障害者を収容してはならない」を

「収容してはならない」に改め、同条第二項を削る。

第四十九条第一項中「(刑事案件に關する手続等との關係)」に改め、同条第一項中「刑又は」を

「精神障害者又はその疑いのある者について、刑

事事件若しくは少年の保護事件の処理に關する法

令の規定による手続を行ない、又は刑若しくは補

導処分若しくは少年の保護事件の処理に關する法

令の規定による手續を行ない、又は刑若しくは補

導処分若しくは少年の保護事件の処理に關する法

令の規定による手續を行ない、又は刑若しくは補

導処分若しくは少年の保護事件の処理に關する法

令の規定による手續を行ない、又は刑若しくは補

導処分若しくは少年の保護事件の処理に關する法

に改め、同条の次に次の二条を加える。

(秘密の保持)

第五十条の二 精神衛生鑑定医、精神病院の管理者、精神衛生診査協議会の委員、第四十三条の三又は第二十九条の四の規定により退院した者

に改め、「統一するもの」の下に「その他精神障害者であつて必要があると認めるもの」を加え、「当該吏員」を「前条第一項の職員」に改める。

第三十六条第一項中「若しくは保健所を設置する市の長」を「保健所の所長」に改め、「又は都道府県知事」の下に「若しくは保健所を設置する市の長」を「保健所の所長」に改め、「医師をして」の下に「保健所の所長」を加え、「精神衛生に関する相談に応じさせ、及び」を加え、同条を第四十三条とし、第四十一条の次に次の二条を加える。

(精神衛生に関する業務に従事する職員)

第四十二条 都道府県及び保健所を設置する市

は、保健所に、精神衛生に関する相談に応じ、及び精神障害者を訪問して必要な指導を行なうための職員を置くことができる。

2 前項の職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者であつて、精神衛生に関する知識及び経験を有するものその他の政令で定める資格を有する者らから、都道府県知事又は保健所を設置する市の長が任命する。

(厚生省設置法の一部改正)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の第三十二条から第三十二条の四までの規定は、昭和四十一年十月一日から施行する。

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十六条を次のように改める。

二十六 削除

第五条第二十七号を削り、同条第二十七号の二中「精神衛生法」の下に「(昭和二十五年法律第二百一十三号)」を加え、同号を同条第二十七号とする。

(保健所法の一部改正)

3 保健所法(昭和二十二年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号の次に次の二号を加える。

九の二 精神衛生に関する事項

(社会保険診査協議会の一部改正)

4 社会保険診査協議会の一部改正

法律第二百二十九号の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条の三」を「精

神衛生法（昭和二十五年法律第二百一十三号）第
二十九条の七若しくは第三十二条の二第三項】第

に改める。

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案
件を付託された。

一、母子保健法案

目次

母子保健法案

母子保健法

第一章 総則（第一条～第八条）

第二章 母子保健の向上に関する措置（第九 条～第二十一条）

第三章 母子保健施設（第二十二条）

第四章 雜則（第二十三条～第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るために、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（母性の尊重）
第二条 母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。

（乳幼児の健康の保持増進）
第三条 乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。

（母性及び保護者の努力）

第四条 母性は、みずからすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 乳児又は幼児の保護者は、みずからすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。
（国及び地方公共団体の責務）
第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たつては、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

（用語の定義）
第六条 この法律において「妊娠婦」とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。
2 この法律において「乳児」とは、一歳に満たない者をいう。
3 この法律において「幼児」とは、満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
4 この法律において「保護者」とは、親権を行なう者、後見人その他の者で、乳児又は幼児を現に監護する者をいう。
5 この法律において「新生児」とは、出生後二十八日を経過しない乳児をいう。

6 この法律において「未熟児」とは、身体の発育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

（児童福祉審議会の権限）
第七条 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第八条に規定する児童福祉審議会は、母子保健に関する事項につき、調査審議するほか、中央児童福祉審議会は厚生大臣の、都道府県児童福祉審議会は都道府県知事の、市町村児童福祉審議会は市町村長の諮問にそれぞれ答える。又は関係行政機関に意見を具申することができる。

（保健所と市町村の関係）

第八条 都道府県の設置する保健所の長は、その管轄する区域に係る市町村長が行なう母子保健に関する業務について、必要な協力を行なわなければならない。

（母子保健の向上に関する措置）
（知識の普及）
第九条 市町村長は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に關し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行なう等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

（母子保健の向上に関する措置）
（知識の普及）
第十条 市町村長は、妊娠婦又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行ない、又は医師、歯科医師、助産婦若しくは保健婦について保健指導を受けたことを勧奨しなければならない。

（母子保健手帳）
第十四条 市町村（特別区を含む。以下第二十一
条第四項及び第二十二条において同じ。）は、妊
産婦又は乳児若しくは幼児に対して、栄養の接
取につき必要な援助をするよう努めるものと
する。

（妊娠の届出）
第十五条 妊娠した者は、すみやかに、市町村長
に妊娠の届出をするようしなければならない。

（母子健康手帳）
第十六条 市町村長は、妊娠の届出をした者に對
して、厚生省令の定めるところにより、母子健
康手帳を交付しなければならない。

（妊娠の届出）
第十七条 市町村長は、妊娠の届出をした者に對
して、厚生省令の定めるところにより、母子健
康手帳を交付しなければならない。

（母子健康手帳）
第十八条 市町村長は、前条の場合において、當
該乳児が新生児であつて、育児上必要があると
認めるときは、医師、保健婦、助産婦又はその他
の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、
必要な指導を行なわせるものとする。ただし、
当該新生児につき、第十九条の規定による指導
が行なわれるときは、この限りでない。

2 前項の規定による新生児に対する訪問指導
は、当該新生児が新生児でなくなった後におい
ても、継続することができる。

（健康診査）
第十九条 市町村長は、満三歳をこえ満四歳に達
しない幼児に対して、毎年、期日又は期間を指
定して、厚生省令の定めるところにより、健康

診査を行なわなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村長は、必
要に応じ、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対し
て、健康診査を行ない、又は健康診査を受ける
ことを勧奨しなければならない。

（栄養の摂取に関する援助）
第十四条 市町村（特別区を含む。以下第二十一
条第四項及び第二十二条において同じ。）は、妊
産婦又は乳児若しくは幼児に対して、栄養の接
取につき必要な援助をするよう努めるものと
する。

（母子保健手帳）
第十五条 妊娠した者は、すみやかに、市町村長
に妊娠の届出をするようしなければならない。

（母子健康手帳）
第十六条 市町村長は、妊娠の届出をした者に對
して、厚生省令の定めるところにより、母子健
康手帳を交付しなければならない。

（母子健康手帳）
第十七条 市町村長は、第十三条の規定による健
康診査の結果に基づき、当該妊娠婦の健康状態
に応じ、保健指導を要する者については、医師、
助産婦、保健婦又はその他の職員をして、その
妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病に
かかっている疑いのある者については、医師又
は歯科医師の診療を受けることを勧奨するもの
とする。

2 都道府県又は保健所を設置する市は、妊娠婦
が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を
及ぼすおそれがある疾病について医師又は歯科医

師の診察を受けるために必要な援助を与えるよう努めなければならない。

第十八条 体重が二千五百グラム以下の乳児が出生したときは、その保護者は、すみやかに、厚生省令で定める事項を、その乳児の現在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。
(未熟児の訪問指導)

第十九条 保健所長は、その管轄する区域内に現地を有する未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健婦、助産婦又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行なわせるものとする。

第二十条 第二項の規定は、前項の規定による訪問指導に準用する。

(養育医療)

第二十二条 都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)は、養育のため病院又は診療所に収容することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」といふ。)の給付を行ない、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

第二十三条 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

第三条 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 病院又は診療所への収容

第四条 養育医療の給付は、厚生大臣又は都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定養育医療機関」といふ。)に委託して行なうものとする。

第五条 厚生大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得

て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局についてその開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

第六条 児童福祉法第二十一条及び第二十二条の第九条から第八項までの規定は、指定養育医療機関について、同法第二十二条の二から第二十二条の四までの規定は、養育医療の給付について、同法第二十二条の五の規定は、養育医療に要する費用について準用する。この場合において、同法第二十二条の三第四項及び第二十二条の四第二項中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は保健所を設置する市」と読み替えるものとする。

(費用の支弁等)

第二十一条 前条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用は、当該都道府県の支弁とし、同条の規定により保健所を設置する市の市長が行なう措置に要する費用は、当該市の支弁とする。

第二十二条 市町村は、必要に応じ、母子健康センターを設置するように努めなければならない。

第二十三条 母子健康センターは、母子保健に関する各種の相談に応ずるとともに、母性並びに乳児及び幼児の保健指導を行なうことを目的とする施設とする。

第四章 雜則

(非課税)

第二十四条 第二十条の規定により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(差押えの禁止)

第二十五条 第二十条の規定により金品の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、差し押えることができない。

(再審査請求)

第二十六条 保健所を設置する市の市長が第二十条の規定によつてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をることができる。

(大都市の特例)

第二十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員の権限に属するものとされる事務で政令で定めるものは、地方

ことができないと認めるときは、この限りでない。

第二十八条 前項の規定による費用の徴収は、徴収され者の居住地又は規産所在地の都道府県知事又は市町村長に嘱託することができる。

第二十九条 第三項及び第四項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、国税滞納処分の例により処分することができる。

第三十条 第三項及び第四項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、国税及び地方税に次ぐものとする。

第三十一条 第三項及び第四項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、国税及び地方税に次ぐものとする。

第三十二条 市町村は、必要に応じ、母子健康セ

ンターを設置するように努めなければならない。

第三十三条 母子健康センターは、母子保健に関する各種の相談に応ずるとともに、母性並びに乳児及び幼児の保健指導を行なうことを目的とする施設とする。

第五章 施行期日

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

第六章 附則

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(義育医療の給付に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に、この法律の施行後の期間にわたつて、附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の四第一項の規定による義育医療の給付に関する経過措置を受けた者は、この法律の施行後の期間に係る当該給付については、第二十二条第一項の規定による義育医療の給付をすべき旨の決定を受けたものとみなす。

第三条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の五第一項の規定により指定された指定養育医療機関は、第二十二条第五項の規定により指定された指定養育医療機関とみなす。

第四条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の二第一項の規定により交付された母子手帳は、第十六条第一項の規定により交付された母子手帳とみなす。

第五条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の二第一項の規定により交付された母子手帳とみなす。

第六条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の二第一項の規定により交付された母子手帳とみなす。

第七条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の二第一項の規定により交付された母子手帳とみなす。

第八条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の二第一項の規定により交付された母子手帳とみなす。

第九条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の二第一項の規定により交付された母子手帳とみなす。

第十条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の二第一項の規定により交付された母子手帳とみなす。

第十一条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の二第一項の規定により交付された母子手帳とみなす。

第十二条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の二第一項の規定により交付された母子手帳とみなす。

第十三条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の二第一項の規定により交付された母子手帳とみなす。

第十四条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の二第一項の規定により交付された母子手帳とみなす。

理由により、その費用の全部又は一部を負担す

る。この場合においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に関する規定として、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。

第十五条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第十六条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第十七条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第十八条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第十九条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第二十条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第二十一条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第二十二条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第二十三条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第二十四条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第二十五条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第二十六条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第二十七条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第二十八条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第二十九条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第三十条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第三十一条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第三十二条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第三十三条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第三十四条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第三十五条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第三十六条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第三十七条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第三十八条 前項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第二百五十二条の十九第一項第六号の二の次に次の二号を加える。

六の三 母子保健に関する事務

(児童福祉法の一部改正)

第五条 児童福祉法の一部を次のようにより改正する。

第十八条の三第一号及び第二号中「及び妊産婦」を削る。

第十九条 保育所長は、身体に障害のある児童につき、診査を行ない、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行なわなければならない。

保育所長は、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童(身体に障害のある十五歳未満の児童については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とする。以下同じ。)につき、同法第六条第二項第一号又は第二号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十九条の二を削る。

第二十条を次のように改める。

第二十条 都道府県知事は、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療(以下「育成医療」という。)の給付を行ない、又はこれに代えて育成医療に要する費用を支給することができる。

前項の規定による費用の支給は、育成医療の給付が困難であると認められる場合に限り、これを行なうことができる。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

育成医療の給付は、厚生大臣が身体障害者する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定育成医療機関」という。)に委託してこれを

第二十条の二から第二十一条の五までを削り、第二十一条の六中「指定育成医療機関」を「指定育成医療機関」と、「養育医療」を「育成医療」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十一条の七第一項中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条を第二十一条の二とする。

第二十一条の八第一項から第四項までの規定中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同項中「都道府県又は保健所を設置する市」を「都道府県」に改め、同条を第二十一条の三とする。

第二十一条の九中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条第二項中「都道府県又は保健所を設置する市」を「都道府県」に改め、同条を第二十一条の四とする。

第二十一条の十中「第二十一条の四第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十一条の七」を「第二十一条の二」に、「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条を第二十一条の五とする。

第二十一条の十一及び第二十一条の十二を削る。

第二十一条の十三を第二十一条の六とする。

第二十一条の十四を第二十一条の七とする。

第二十一条の十五中「第二十一条の十三第一項」を「第二十一条の六第一項」に改め、同条を第二十一条の八とする。

第二十一条の十六第二項中「第二十一条の十一第三項」を「第二十一条の六第三項」に改め、同条を第二十一条の八とする。

第二十一条の十七を次のように改める。

指定期間は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

第二十一条の十六中第七項を削り、第六項の

次に次の三項を加え、同条を第二十一条の九とする。

「第五十一条第一号」に改める。
第五十五条中「第五十二条第一項第一号」に改める。

第五十五条中「第五十二条第一項第一号」を第五十六条第一項中「第五十二条第五号の二から第七号まで」を「第五十二条第四号から第七号まで」に、「第五十三条第五号の二に規定する費用については、養育医療の給付を行つた場合における当該措置に要する費用、同条第五号の三」を「第五十条第四号」に、「第五十二条第一項第一号」を「第五十二条第一項第一号」に改め、「保健所を設置する市の市長にあつては、第五十二条第一項第一号及び第二項第四号に規定する費用」を削る。

第五十九条中「保健所を設置する市の市長が第二十条の二若しくは第二十一条の四の規定によつてした処分、特別区の区長が第二十条の二の規定によつてした処分、」を削る。

「保健所を設置する市」を「都道府県」に改め、同号を同条第四号とす。

第五十条第四号から第五号の二までを削り、第五十二条第一項第一号に、「第二十一条の十二」を「第二十一条の二」に、「第二十一条の十三」を「第二十一条の六」に改め、同号を同条第四号とす。

第五十一条第一項第一号に、「第二十一条の九」に改め、同号を同条第五号とす。

第五十二条第一項第一号に、「第二十一条の十二」を「第二十一条の二」に、「第二十一条の十三」を「第二十一条の六」に改め、同号を同条第四号とす。

第五十二条第一項第一号に、「第二十一条の十二」を「第二十一条の二」に、「第二十一条の十三」を「第二十一条の六」に改め、同号を同条第五号とす。

を含む。」に、「児童福祉法第二十一条の八第四項（同法第二十二条の十二第五項及び第二十二条の十六第六項において準用する場合を含む。）を「児童福祉法第二十二条の三第四項（同法第二十二条の九第九項及び母子保健法第二十条第六項において準用する場合を含む。）」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の四第一項の規定によつて行なわれた養育医療の給付に係る診療報酬に関しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。（厚生省設置法の一部改正）

第十条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次ののように改正する。

第五条第五十六条中「養育医療」を削り、「同法第二十二条の十六第二項第一号」を「同法第二十二条の九第二項第一号」に改め、同条中第五十六条の二を第五十六条の三とし、第五十六条の次に次の一号を加える。

五十六の二 母子保健法（昭和四十年法律第一号）の定めるところにより、養育母性」を加える。

医療に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

第十三条第二号中「妊娠婦」の下に「その他母性」を加える。

第二十九条第一項の表中央児童福祉審議会の項中「妊娠婦」の下に「その他母性」を加える。（身体障害者福祉法の一部改正）

第十一条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のよろに改正する。

第十九条の二 第二項中「児童福祉法第二十二条の十二」を「児童福祉法第二十条」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のよろに改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の下に「母子保健法（昭和四十年法律第一号）」を加える。

第七十二条の十七第一項ただし書中「身体障害者福祉法」の下に「母子保健法」を加える。（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法の規定によつて行なわれた養育医療の給付につき支払を受けた金額に關しては、前条の規定による改正後の地方税法第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十二条の十七第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。（租税特別措置法の一部改正）

第十四条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のよろに改正する。

第二十六条第一項第一号中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」の下に「母子保健法（昭和四十年法律第一号）」を加える。（租税特別措置法の一部改正）

第十五条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法の規定によつて行なわれた養育医療の給付につき支払を受けた金額に關しては、前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十六条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。（保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正）

第十六条 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和三十九年法律第二百五十五号）の一部を次のよう改正する。

第一条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二条第一項中「第四号」を「第三号」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

第十七条 前条の規定による改正後の保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置

事務の合理化に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置

（保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の規定は、昭和四十年度分以降の国の負担金及び補助金について適用し、昭和三十九年度分の国の負担金及び補助金については、なお従前の例による。

昭和四十年四月六日印刷

昭和四十年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局